

我孫子市公共施設包括管理業務委託（公契約）
仕様書

我孫子市

第1章 一般事項

1. 一般事項

- (1) この仕様書は、我孫子市（以下「発注者」という。）が所管する後段の施設所在地一覧表（別紙1）に定める公共施設の保守点検包括管理業務について、実施方法の概要を示すものであり、受託業務の性質上当然行うべきもの及び軽微な部分（本章10－（2））は、受注者が実施する。
- (2) 受注者は、保守点検業務を的確に行うため、総合的な管理を責任をもって自主的、かつ、積極的に行う。
- (3) 受託業務の履行確認は、原則、報告書等の文書による。
なお、必要に応じ（業務完了後では確認できないもの）、写真等の提出を行う。
- (4) 本業務の実施により生じた撤去品の取扱いについては、施設管理担当者及び監督職員の指示に従う。
- (5) 廃材、廃油等の処分は受託者の負担とし適正に処分を行う。
- (6) 本業務上知り得た建物その他全ての情報は、他に漏らしてはならない。
- (7) 委託期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2. 施設管理担当者

本仕様書において、施設管理担当者とは、当該施設の管理に携わる各施設の職員をいう。

3. 監督職員

本仕様書において、監督職員とは、当該施設の管理に携わる各担当課の職員をいう。

4. 総括監督職員

本仕様書において、総括監督職員とは、契約締結業務及び委託業務にかかる契約の予算の協議に携わる資産管理課職員をいう。

5. 総括責任者

- (1) 受注者は、本事業の総括責任者として、ビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実務経験を有し、本事業に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任することとする。
- (2) 受注者は、事前に総括責任者を定め、監督職員及び総括監督職員に届け出る。また、総括責任者を変更する場合も同様とする。

6. 業務担当者

- (1) 本仕様書において、業務担当者（総括責任者を含み、再委託の場合は再委託先の担当者をいう。以下「業務担当者」という。）とは、総括責任者の監督の下、作業に従事する者で担当する設備の保守点検作業に関し、共通仕様書並びに関係法令に定められた資格を有するものをいう。
なお、当該資格は一人が重複して所有することを妨げない。

(2) 受注者は、事前に各施設の各設備を担当する業務担当者氏名を記載した「業務担当者名簿」を作成し、有する資格を記載の上、監督職員に届け出る。

また、変更する際は、変更した名簿を作成のうえ、監督職員の承認を得る。

なお、業務に支障をきたさない範囲内において、業務担当者等が一人で複数施設を担当することを妨げない。

7. 作業員

本仕様書において、各施設の保守点検業務に従事する業務担当者等及び業務担当者等の補佐的作業に従事する者を総称して作業員という。

8. 再委託

(1) 受注者が本業務の一部について協力会社等へ再委託を行う場合、「再委託に関するガイドライン」に基づき申請手続きを行い、発注者の承諾を得なければならない。

(2) 令和7年度現在、市内事業者又は準市内事業者が点検等を行っている業務については、市内事業者又は準市内事業者に現行水準と同等以上の条件で再委託するよう最大限配慮するものとする。

9. 関係法令及び諸手続き

(1) 関係法令、条例及び規則を遵守する。

なお、法令等が改正された場合は遅滞なく当該業務の見直しを行い、施設管理担当者及び監督職員に報告する。

(2) 業務上必要な官公庁、その他関係機関への手続きは、受注者の負担とする。

10. 応急措置等

(1) 本業務により破損・故障箇所を確認した場合は、速やかに施設管理担当者に連絡を行い、応急措置を施し、施設運営の妨げにならないようにすること。

(2) 消耗品等（本章15）簡易な部材を用いて補修を行うことにより、当面の間、破損・故障した施設及び機器の機能が維持できる場合は、施設管理担当者に報告の上、受注者の負担で補修する。ただし、部品等の取替・修理・緊急修繕を行う必要がある場合は、発注者の負担となるため、監督職員に直ちに口頭報告し、監督職員の指示を仰ぐこと。

(3) (1) 及び (2) で行った緊急措置、軽微な修繕及び監督職員の指示に基づき行った作業については、作業内容報告書として速やかに監督職員に提出すること。

11. 緊急対応体制

(1) 受注者は災害時又は故障時において、監督職員及び施設管理担当者からの連絡を受けるため、24時間365日対応が可能な集中受付窓口を設置すると共に、出動拠点を複数設置する等、以下「本章12. 緊急対応」の内容を考慮した緊急対応体制を整備する。

なお、体制整備に伴う費用は受注者の負担とする。

(2) 災害時又は故障時において、速やかに対応できる緊急時連絡先を、総括監督職員、監督職員及び施設管理担当者に提出する。

1 2. 緊急対応

- (1) 受注者は、施設で発生する管理対象設備及び建築物の不具合について対応するものとし、監督職員及び施設管理担当者からの連絡を受けた後、速やかに作業員を現地に派遣する。
なお、監督職員又は施設管理担当者からの承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記にかかわらず、停電、断水、その他人命に関わる事態が生じている場合は、直ちに作業員を現地に派遣すること。
- (3) 機器の不具合が発生し、受注者及び協力会社において、不具合原因が特定できない場合、原則として、24時間以内にメーカー作業員を派遣しなければならない。
なお、メーカー作業員派遣に伴う費用は受注者の負担とする。
- (4) 施設管理担当者及び監督職員からの連絡により作業員を派遣した場合には、作業員から「到着時刻・復旧見込・不具合原因・対応方法等」について、監督職員に報告すること。

1 3. 作業完了報告

各施設において、保守点検作業の完了時点で、作業完了報告書に施設管理担当者の確認を受け、各担当課に提出する。(作業完了報告書の様式は別途指示する。)

1 4. 使用機材

- (1) 使用する機材はすべて品質良好なもので、規格等指定のあるものは規格品を使用する。
なお、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている項目の機材を使用する場合は、これを遵守する。
- (2) 受注者は作業に必要な工具・測定機器・マニュアルなどを用意する。

1 5. 消耗品の範囲

消耗品とは、保守及び清掃に使用するものをいう。
なお、これに要する材料費及び労務費は委託料に含む。

- ①汚れ、詰まり、付着等がある部品の清掃
- ②取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ③ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
- ④潤滑油、グリス、重鎮油等の補充
- ⑤接触部分、回転部分等への注油
- ⑥軽微な損傷がある部分の補修（交換部品を除く）
- ⑦塗装（タッチペイント程度）
- ⑧その他これらに類する軽微な作業に必要なもの

1 6. 報告書の提出

保守点検結果報告書は、点検実施月の翌月10日までに監督職員及び総括監督職員に提出する。保守点検結果報告書様式は、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引き」最新版に準拠する。ただし、提出期限の変更及び報告書様式について、監督職員と事前に協議し、承諾を得た場合はこの限りではない。

17. 提出書類

(1) 監督職員に提出する書類及び提出時期は、以下のとおり

- ・緊急対応の都度
 - ①異常報告速報
- ・点検の都度
 - ①不良箇所報告書（点検の結果、早急に修繕の必要性が認められるもの。）
 - ②図面（不良箇所の位置を記載したもの）
 - ③その他、第3章特記仕様書に記載のもの及び監督職員の指示するもの
- ・点検実施月の翌月10日まで
 - ①月次報告書（保守点検結果報告書・作業完了報告書）
 - ②不良箇所管理表
各施設の不良箇所、緊急度、修繕期限（目安）等を一覧表にまとめ、不良箇所の位置を記載した図面及び写真等を添付する。
 - ③その他、第3章特記仕様書に記載のもの及び監督職員の指示するもの
- ・中短期修繕計画書は、9月末日まで
 - ①中短期修繕計画書（緊急度の判定を行い、優先順位を4段階程度で区分のうえ記載した、各建物設備における修繕計画書）を策定する。
 - ②その他、第3章特記仕様書に記載のもの、総括監督職員及び監督職員の指示するもの。

(2) 施設管理担当者に提出する書類及び提出時期は以下のとおり

- ・点検の都度
 - ①不良箇所報告書（点検の結果、早急に修繕の必要性が認められるもの。）
 - ②図面（不良箇所の位置を記載したもの）
 - ③その他、第3章特記仕様書に記載のもの及び監督職員の指示するもの
- ・点検実施月の翌月10日まで
 - ①月次報告書（保守点検結果報告書・作業完了報告書）
 - ②不良箇所整理表
各施設の不良箇所、緊急度、修繕期限（目安）等を一覧表にまとめ、不良箇所の位置を記載した図面及び写真等を添付する。
 - ③その他、第3章特記仕様書に記載のもの及び監督職員の指示するもの

18. 管理情報の共有

受託者は、本業務開始後に自らが作成した計画書、報告書、各種点検結果等について、総括監督職員、監督職員及び施設管理担当者がインターネットを介し、いつでも確認できるものとする。

19. 施設の利用等

- (1) 発注者は、受注者が業務を実施するために必要な光熱水費を負担する。ただし、停電作業時等に必要となる発電機は受注者の負担とする。
- (2) 業務を実施するにあたり必要な、計器、工具、保護具類及び記録用紙等事務消耗品は、全て受注者の負担とする。

20．技術的助言の提供

発注者が施設の維持管理において点検事項等を盛り込み、又はその事項の見直しについて助言を求めた際、受注者の立場から適切な技術的助言を行うこと。

21．事故発生時等の協力

施設における事故や重大な不具合が発生した場合において、発注者の求めに応じ保守点検業者の立場から発注者に対して必要な協力を行うこと。

22．資料の貸与

発注者は、受注者が施設の概要を把握するために必要となる図面、その他資料について貸与の申し出があった場合、施設管理上支障の無い範囲において資料を貸与する。

なお、本契約が終了したとき、資料が不要となったとき又は発注者から請求されたときは、貸与された資料を速やかに返却しなければならない。

23．作業員の服装、言動等

(1) 作業員は、原則として、腕章又は胸章を常時着用する。

(2) 作業員は服装、作業態度、言動等に注意しなければならない。

24．受注者変更の際の協力

委託期間満了に伴い、次回契約受注者への引継ぎの協力を行うこと。

25．疑義

本業務の実施において、疑義が生じた場合は、双方で協議する。

第2章 作業一般事項

1. 作業の打ち合わせ

受注者は、第3章特記仕様書に記載された点検期間に基づき、あらかじめ施設管理担当者と作業日時について事前の調整を行う。

また、施設管理担当者と作業内容について十分な打ち合わせを行い、施設管理担当者の了解を得て、作業を実施する。

2. 作業の周知

作業に際し、当該施設の機能の一部又は全部の停止が必要な場合は、事前に施設管理担当者に連絡する。

3. 作業中の標識等

作業の実施にあたっては、要所に作業中であることを標識等の掲示により周知するとともに、必要に応じ防護策を講じ安全を確保する。

4. 作業用車両等

敷地内に駐車する車両はあらかじめ許可を受け、作業用車両であることを表示する。

5. 事故防止

作業に当たっては、火災・盗難・事故の防止に心掛ける。

6. 安全及び衛生

(1) 作業所及びその周辺における安全及び衛生などの管理を関係法令に基づいて行う。

(2) 作業着手前に作業手順・作業内容・注意事項等についてミーティングを行い、危険予知訓練（KYT）活動により安全を確保する。特に転落・感電・酸欠などの事故防止に心掛け、作業中に発生した事故等の対応は受注者の責任において処理すること。

7. 損害予防措置

作業に当たっては、職員、施設利用者、建物、電気、機械設備、通行車両、備品及び本施設内の各電算機器（電算システム・ソフトウェア等を含む）等に対して、危害又は損害を与えないように十分留意する。

8. 仮設・養生

業務を行う際に使用する仮設材・養生材等は、受注者の負担とする。

9. 整理・整頓

常に諸機材その他の整理、整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片付け及び清掃を行う。

第3章 特記仕様書

I 点検・保守項目

定期点検及び年間保守を行う業務は以下に掲げる業務内容とする。

1. 自家用電気工作物保守点検業務
2. 太陽光発電設備保守点検業務
3. OMソーラー設備保守点検業務
4. 空調設備（ガスヒートポンプエアコン）保守点検業務
5. 空調設備（電気式エアコン）保守点検業務
6. 空調機薬品洗浄業務
7. 換気設備保守点検業務
8. 空調設備保守点検業務
9. エレベーター・エスカレーター保守点検業務
10. 小荷物専用昇降機保守点検業務
11. 消防用設備点検業務
12. 防火対象物点検業務
13. 自動加圧給水装置保守点検業務
14. 浄化槽設備保守点検業務
15. 浄化槽汚泥引抜き業務
16. 浄化槽法定検査業務
17. グリストラップ清掃業務
18. 排水管清掃業務
19. 簡易専用水道検査業務
20. 受水槽点検清掃業務
21. 自動ドア設備保守点検業務
22. プールろ過設備保守点検業務
23. 給水ポンプユニット設備保守点検業務
24. 収納ステージ設備保守点検業務
25. AV設備保守点検業務
26. 特定建築物定期点検業務
27. 建築設備定期検査業務
28. 防火設備定期点検業務
29. 機械警備業務
30. 博物館くん蒸業務
31. 滅菌器保守点検業務
32. 巡回点検業務

Ⅱ 点検時期及び保守内容

Ⅱ－１ 一般共通事項

1. 保守点検対象物については、特記及び別紙１～１８のとおりとする。なお、特記及び別紙に記載がない設備機器付属品等で当然必要と思われる事項についても、本業務に含めるものとする。
2. 本仕様書の内容と現状を比較・照合した上で、業務の重要性及び業務内容を十分に理解し、実施する作業内容ごとに報告書等を整備する。現況の数量及び仕様に相違がある場合は、監督職員へ報告する。
3. 点検等時期・内容については、共通仕様書によることとし、特記事項がある場合には、特記を優先する。なお、総括責任者は、監督職員に、３月中に翌年度分の点検等の年間計画表、並びに業務担当者（会社名及び連絡先を含む）、作業員人数及び担当施設等を記した業務計画書を提出し、承認を得る。点検日時は、施設管理担当者の指示する日（土・日・祝祭日を含む）とし、実施予定日の２週間前までに作業員名簿を施設管理担当者に提出する。
4. 工事等により数量又は点検回数等が変更になった場合は、特記及び別紙１～１８の修正を行い、変更契約を行う。
5. 点検結果は書面で提出するとともに、設備に問題がある場合は、施設管理担当者へ業務担当者が現状及び改修方法等について細かく説明すること。

Ⅱ－２ 特記事項

１．自家用電気工作物保守点検業務

対象施設	別紙２「自家用電気工作物に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	電気事業法、同施行規則及び保安規程に基づき、電気工作物の維持運用に関する保安の月次点検及び年次点検を実施する。詳細は、「自家用電気工作物点検項目」による。年次点検時にフィルター、対象機器の清掃を含む。 ※当該業務の支払代行を含む。
対象機器	１．受電設備 ２．変電設備 ３．配電設備
点検頻度	月次点検：毎月１回実施する。 年次点検：年１回実施する。 臨時点検：必要の都度
報告書等	自家用電気工作物の月次点検・年次点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を１部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	１．破損又は消耗した部品の供給及び修理。 ２．法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 ３．地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

「自家用電気工作物点検項目」

電気工作物		点検及び試験方法	月次点検	年次点検
引込設備	責任分界となる	外観点検	○	○
	区分開閉器	絶縁抵抗測定		○
	引込み線等	区分開閉器動作試験		○
	架空電線、支持物	保護継電器動作試験		○
	ケーブル	保護継電器特性試験		○
受電設備	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	避雷器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	母線	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	配電盤	外観点検	○	○
	制御回路	絶縁抵抗測定	○	○
		保護継電器動作試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
		計器校正試験		○
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○
	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○

配電設備	配電装置	外観点検	○	○
	架空電線、支持物	絶縁抵抗測定		○
	ケーブル			
	断路器、遮断器	外観点検	○	○
	開閉器、変圧器	絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器	内部点検		○
	電力用コンデンサ	絶縁油の点検・試験		○
	その他高圧機器			
配電線路	接地装置	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
非常用予備発電装置	原動機	外観点検	○	○
	付属装置	始動点検	○	○
		機関保護継電器動作試験		○
	発電機	外観点検	○	○
	励磁装置	絶縁抵抗測定		○
	接地装置	接地抵抗測定		○
	遮断器	外観点検	○	○
	開閉器	保護継電器動作試験		○
	配電盤	保護継電器特性試験		○
	制御装置等	制御装置試験		○
蓄電池装置	本体	外観点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重測定		○
		液温測定		○
	充電装置	外観点検	○	○
	付属装置	絶縁抵抗測定		○
	接地装置	接地抵抗測定		○
電器使用場所の設備	電動機類、電熱装置	外観点検	○	○
	電器溶接機	絶縁抵抗測定		○
	照明装置	接地抵抗測定		○
	配線、配電器具	絶縁監視装置	○	
	その他の機器	漏電電流測定	○	○
	接地装置	漏電引外し試験		○
絶縁監視装置	設定値・設定値における誤差確認			○
	動作特性試験・警報発報動作試験			○
	自動伝送試験			○

2. 太陽光発電設備保守点検業務

対象施設	1. 近隣センターふさの風（我孫子市布佐2972番地1） 2. 我孫子第二小学校（我孫子市下ヶ戸610番地） 3. 我孫子第三小学校（我孫子市柴崎台3丁目3番1号） 4. 我孫子第四小学校（我孫子市白山3丁目2番1号） 5. 根戸小学校（我孫子市つくし野4丁目17番1号） 6. 新木小学校（我孫子市新木1460番地）
管理内容	電気事業法、同施行規則及び保安規程に基づき、太陽光発電設備の維持運用に関する保安の定期点検を実施する。 ※定期点検時に蓄電池のフィルター清掃の実施（2.我孫子第二小、5.根戸小、6.新木小）
対象機器	太陽光設備 10kVA、蓄電池設備 15kwh
点検頻度	定期点検：年2回実施する。
報告書等	太陽光発電設備の定期点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

3. OMソーラー設備保守点検業務

対象施設	久寺家近隣センター（我孫子市久寺家686-5）
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな問い合わせ等の対応。
対象機器	OMソーラー 1式
点検頻度	定期点検：隔年（2年に1回）実施する。（令和8、10、12年度に実施すること。）
報告書等	OMソーラー設備の定期点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

4. 空調設備（ガスヒートポンプエアコン）保守点検業務

対象施設	別紙3「空調設備に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。
対象機器	ガスヒートポンプエアコン
点検頻度	別紙3「空調設備に関する事業所等の明細」のとおり。
点検内容	ガスヒートポンプエアコン定期点検項目による。
報告書等	空調設備の定期点検及び不具合発生時の点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。 4. プレフィルターの清掃。

ガスヒートポンプエアコン定期点検項目

原動機	本体	エンジンのかかり具合及び異音 排気の状態 音調の状態 バルブクリアランス スパークプラグの交換 エアエレメントの交換 ディストリビュータの状態 タイミングベルトテンションの状態及び異音 タイミングベルトの交換
	潤滑	オイル量 オイル漏れ オイルフィルタ
	燃料装置	ガス配管系の取付状態 ゼロガバナ作動状態 ミキサ取付状態 パルスモータの作動状態 ガス電磁弁の状態
	排気	ドレンフィルタの充填石の点検補充・ドレン水の排水状態
熱交換器		空気熱交換器の状態 排気ガス熱交換器の状態 冷却水量 ホースの取付け状態
圧縮機		圧縮機取付け、異音の状態 吐出入フレキ管の状態 冷媒配管の状態 冷媒の漏洩 コンプレッサベルトのたわみ量及び摩擦 アジャストプーリの状態及び異音 コンプレッサヒータの状態
電気装置		点火コイルの状態 配線類の取り回しの状態 スタータモータの状態・異音 リモコンの機能 コントローラの機能
ファンモーター		ファンモーター取付け及び異音 ファン損傷
換気		エンジンルームの換気 換気用フィルタの状態
ポンプ		冷却水ポンプの作動状態
総合		騒音、振動、外観点検

5. 空調設備（電気式エアコン）保守点検業務

対象施設	別紙3「空調設備に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。
対象機器	空冷ヒートポンプエアコン
点検頻度	別紙3「空調設備に関する事業所等の明細」のとおり。
点検内容	①電源確認 ②ファン運転状況確認 ③絶縁の測定 ④保安機器作動確認 ⑤冷媒漏れ点検 ⑥運転状況確認 ⑦データ採取 ⑧フィルター清掃
報告書等	空調設備の定期点検及び不具合発生時の点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

6. 空調機薬品洗浄業務

対象施設及び対象機器

令和8年度	第四小学校学童保育室	我孫子市白山3丁目2番1号 アイシン：AXFP112MC、AXFP90MC、A XGP710E1N
	高野山小学童保育室	我孫子市高野山198番地 アイシン：AXFP112MC、AXFP90MC、A XGP710E1N
令和9年度	第三小学校あびっ子クラブ	我孫子市柴崎台3丁目3番1号 ヤンマー：YNZP280H1
	並木小学校あびっ子クラブ	我孫子市つくし野7丁目30番1号 ヤンマー：YRMP140G1NB
令和10年度	湖北台西小学校あびっ子クラブ	我孫子市湖北台8丁目17番1号 ヤンマー：YRMP140G1NB
	湖北台東小学校あびっ子クラブ	我孫子市湖北台4丁目3番1号 ヤンマー：YRMP140G1NB
令和11年度	第一小学校学童保育室	我孫子市寿1丁目22番10号 ヤンマー：YRMP140G1NB
	湖北台東小学校学童保育室	我孫子市湖北台4丁目3番1号 ヤンマー：YRMP140G1NB ヤンマー：YZHP140MA
令和12年度	並木小学校学童保育室	我孫子市つくし野7丁目30番1号 ヤンマー：YRMP140G1NB
	湖北台西小学校学童保育室	我孫子市湖北台8丁目17番1号 ヤンマー：YRMP140G1NB ヤンマー：YZHP140MA
管理内容	空調機室内機及び室外機の正常な運転機能を維持するために、計画的に薬品洗浄作業を実施する。	
作業頻度	年1回	
作業内容	①室内機及び室外機の薬品洗浄 ②試運転調整	

報告書等 洗浄作業を実施したときは、作業結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。

その他 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。

除外事項 1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。
2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。
3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

7. 換気設備保守点検業務

対象施設	1. 鳥の博物館（我孫子市高野山234番地の3）		
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。		
対象機器	1. 全熱交換器（ロスナイ）	1 式	
	2. 換気扇	1 式	
	3. 吸気口及び吹出口（空調及び換気）	1 式	
作業頻度	保守実施要項による		
作業内容	保守実施要項による		
報告書等	空調設備の定期点検及び不具合発生時の点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。		
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。		
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。		

保守実施要項

1. 全熱交換器（ロスナイ）（年2回）

- （1）フィルター清掃
- （2）異音等の確認

2. 換気扇（年1回）

- （1）清掃
- （2）異音等の確認

3. 吸気口及び吹出口（年1回）

清掃

8. 空調設備保守点検業務

対象施設 1. 鳥の博物館 (我孫子市高野山234番地の3)

管理内容 定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。

対象機器

機器名称	メーカー		型番	台数
1. ガス焚き吸収式冷温水発生機	矢崎エナジーシステム(株)		CH-MG80HC	1
2. 冷却塔 (薬液注入装置一体型)	冷却塔	空研工業(株)	SKB-82GN	1
	薬液注入装置	栗田工業(株)	クリバードK2-E100	1
3. 冷温水ポンプ	(株)荏原製作所		80X65FS4J55.5E	1
冷却水ポンプ	(株)荏原製作所		100X80FS4K511E	1
4. 膨張水槽	ホーコス(株)		ETK-200(特)	1
5. 空気調和機	新晃工業(株)		KV-30	1
6. ファンコイルユニット	新晃工業(株)		SF-200-FF-K	1
			SF-600-FF-K	5
			CP-800-D-LF	1
			SF-800-FF-K	2
			SFR-600-FF-K	2
			SF-800-FDUG-FF-K	4
			SCR-300-PE-LF-K	4
			SCR-400-PE-LF-K	3
			SCR-600-PE-LF-K	6
			SCR-800-PE-LF-K	8
既存		既存	既存	1

作業頻度 保守実施要項による

作業内容 保守実施要項による

報告書等 空調設備の定期点検及び不具合発生時の点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。

その他 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。

- 除外事項
1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。
 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。
 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

保守実施要項

1. ガス焚き吸収式冷温水発生機

【冷房】

1) 冷房運転前整備

- ①本体附属バルブ切り替え
- ②保安装置確認
 - a) サーモスタット関係確認
 - b) 圧力スイッチ関係確認
 - c) 炎検出器清掃
 - d) 断水スイッチ関係確認
- ③気密状態確認
- ④高温再生器バーナ関係確認
 - a) 電磁弁
 - b) スパークロッド
 - c) 噴燃ポンプ
 - d) ストレイナー
- ⑤電気回路絶縁測定

2) 冷房試運転調整

- ①各保安装置設定確認
- ②自動制御装置確認
- ③燃焼確認及び調整
- ④油圧操作（真空ポンプによる）
- ⑤アブソーバーロス測定
- ⑥総合運転調整及びデータ採取

3) シーズン中巡回点検（2回）

- ①運転状況調査
- ②運転日誌による異常有無確認
- ③抽気操作（必要に応じて）
- ④溶液サンプリング及び分析試験（シーズン中1回）

【暖房】

1) 暖房運転前整備

- ①本体附属バルブ切り替え
- ②保安装置確認
 - a) サーモスタット関係確認
 - b) 圧力スイッチ関係確認
 - c) 炎検出器清掃
 - d) 断水スイッチ関係確認

- ③気密状態確認
- ④高温再生器バーナ関係確認
 - a) 電磁弁
 - b) スパークロッド
 - c) 噴燃ポンプ
 - d) ストレーナー
- ⑤吸収器、凝縮器水室水抜き作業
- ⑥吸収器、凝縮器毛ブラシ洗浄
- ⑦電気回路絶縁測定
- ⑧高温再生器煙管清掃
- 2) 暖房試運転調整
 - ①各保安装置設定確認
 - ②自動制御装置確認
 - ③燃焼確認及び調整
 - ④油圧操作（真空ポンプによる）
 - ⑤吸収溶液調整（分析結果による）
 - ⑥総合運転調整及びデータ採取
- 3) シーズン中巡回点検（2回）
 - ①運転状況調査
 - ②運転日誌による異常有無確認
 - ③抽気操作（必要に応じて）

2. 冷却塔（薬液注入装置一体型）（年2回）

- 1) 冷房シーズン前
 - ①冷却塔、薬液注入装置全般の点検
 - ②Vベルト、ギア、モーター、ファン、散水装置、ボールタップの調整。
但し、ベルト、オイルの交換のベルト、オイルは実費。ベアリング交換等は別途工事とする。
 - ③モーターの絶縁測定
 - ④散水装置、上部水槽、下部水槽、ストレーナー点検清掃及び水張り
 - ⑤配管ストレーナー（Y型）の清掃
 - ⑥シーズン前の試運転立会い
 - ⑦薬液の補充
- 2) 冷房シーズン中
 - ①薬液の補充
- 3) 冷房シーズン後
 - ①冷却塔、薬液注入装置全般の点検
 - ②散水装置、上部水槽、下部水槽、ストレーナー点検清掃及び水抜き
 - ③モーターの絶縁測定

3. 冷温水・冷却水ポンプ点検（年2回）

- 1) 電圧電流値測定（盤端子のゆるみ確認）・絶縁測定（モーター200/400V）
- 2) 運転中吐出ゲージ、吸収ゲージの取り付けしている所はデータ採集
- 3) カップリング芯出の状況チェック及び調整
- 4) グランドパッキン取替え（主軸、軸スリーブ状況チェック）・メカニカルシールの水漏れ状況チェック（取替え別途）
- 5) 軸受け部の状況チェックと補給油・外観目視チェック（振動・騒音の確認）

※グランドパッキンの取替は、年1回とする。

※保守点検の結果、部品交換その他の補修を要する場合は速やかに対処する。

4. 膨張水槽（年2回）

- 1) 目視点検

5. 空調機（年2回）

- 1) フィルター関係の清掃
- 2) 空調機内外部清掃（但し、コイル部分は除く）
- 3) 駆動部点検調整
- 4) 電動機絶縁測定、電流値確認

6. ファンコイル（年2回）

- 1) フィルター清掃
- 2) 異音等の確認
- 3) 床置ドレンパンの清掃
- 4) 吸い込みログリルの清掃

9. エレベーター・エスカレーター保守点検業務

対象施設	別紙4「エレベーター・エスカレーターに関する事業所等の明細」のとおり。		
管理内容	建築基準法に基づく定期検査及び正常な運転機能を維持するために、計画的に技術員を派遣し適切な点検と遠隔監視を実施する。 また、発注者の要請により、施設内の監視カメラの映像再生及びダビングを実施する		
対象機器	1. エレベーター	1 式	
	2. エスカレーター	1 式	
作業の範囲	対象設備を正常かつ良好な運転状態に保つよう、次の作業を実施すること。 1. 点検・手入れ保全 (1) 定期的（月1回以上）に点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を実施すること。 (2) 点検・手入れ保全の点検項目は、資料1、2の記載のとおりとする。 (3) 点検・手入れ保全を行ったときは、「エレベーター・エスカレーター作業報告書（受注者任意様式）」を作成し提出すること。 (4) 点検・手入れ保全作業に関するスケジュールについては、月ごとに施設管理担当者及び駅係員に報告するとともに、対象施設に掲示し利用者に周知すること。（ただし、緊急的な点検・手入れ保全作業を除く。） 2. 異常監視・直接通話サービス (1) 対象設備について次の異常が発生したときは、監視装置から異常通報に基づき、適切な処理をすること。 (ア) 閉じ込め故障 (イ) 使用不能故障（運行に支障がある状態） (ウ) 着床不良 (エ) 戸開閉不良 (オ) 制御盤停止 (カ) 監視装置 (キ) 制御関連機器温度異常 (2) 対象設備に閉じ込め故障・使用不能故障等が発生した場合は、対象設備かご内のインターホンにより、同かご内の乗客と通話し、必要な指示・連絡等にあたるとともに、利用者の安全確保に努めること。 (3) 異常通報に基づく処置の結果については、「監視結果報告書（受注者任意様式）」を作成し報告すること。また、異常通報に基づく処置のために現場で作業を行ったときは、その作業に応じて「エレベーター作業報告書（受注者任意様式）」を作成し提出すること。 3. 防犯カメラへの対応 受注者は、市が設置する防犯カメラについて施設管理担当者又は警察からの要請があった場合、エレベーター内・エスカレーター下倉庫・駅務室・録画機室に備え付けの録画装置より映像データを抽出し、市に提出すること。		

4. 消耗部品の供給

- (1) 作業に必要な部品のうち、消耗部品（通常の使用による摩耗・劣化により、補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を供給すること。
- (2) 消耗部品の範囲は次のとおりとする。

①エレベーター

可動・固定コンタクト（注1）、カーボンブラシ、制御盤・受電盤内ヒューズ（注2）、制御盤・受電盤内抵抗管（注3）、かごドア装置用Vベルト・ベルト、E型ランディングスイッチカム、給油器油芯（繊維）、ドアシュー（戸の脚）、照明用ランプ、スターター（注4）、インジケータ用ランプ（注4）、操作盤・乗場押ボタン用ランプ（注4）、かご室内停電灯用ランプ（注4）、点検用オイル・グリス類（注5）、ウェス・サンドペーパー、ビス・ナット・ワッシャー

（注1）リレーによっては、工事扱いとする。

（注2）NFブレーカーは含まないものとする。

（注3）リボン型抵抗管、回生抵抗は含まないものとする。

（注4）ランプ関係には、ネオン管・インテリア照明、その他特殊な発光体は含まないものとする。

（注5）巻上機ギヤオイル、油圧式エレベーターの作動油及び緩衝器作動油は含まないものとする。

②エスカレーター

可動・固定コンタクト（注1）、制御盤・受電盤内ヒューズ（注2）、コムライトランプ・スターター（注3）、点検用オイル・グリス類（注4）、くし、ウェス・サンドペーパー、ビス・ナット・ワッシャー

（注1）リレーによっては、工事扱いとする。

（注2）NFブレーカーは含まないものとする。

（注3）ランプ関係には、スリムライン・ネオン管・インテリア照明、その他特殊な発光体は含まないものとする。

（注4）駆動機のギヤオイルは含まないものとする。

- (3) 消耗部品は、機器製作メーカー純正部品を使用し、他社部品の取り付け及び改造等は行わないものとする。

- (4) 上記消耗品のほか、法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合、地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合以外、全てメンテナンス費用に含むものとする。

- 機能維持修理
- 1. 対象設備の機能維持を図るため、機器の摩耗・劣化を予測し、その予測に基づいて受注者が責任をもって判断し、機器の構成部品の修理・取替を行うこと。
 - 2. エスカレーター又はエレベーターピットが浸水し、機器に影響がある場合又は影響が発生すると予測される場合は、水を除去して重大な故障に発展しないよう対処すること。排水の処分費に関しては別途協議の上決定するものとする。
 - 3. 機能修理が終了した時は、完了届を提出すること。

品質検査	年に1回、対象設備の総合的な機能を確認する検査を行うこと。品質検査の結果については、「定期検査報告書（受注者任意様式）」を作成し報告すること。
緊急時の対応	1. 施設管理担当者及び各駅等から対象設備について故障等、緊急事態が発生した旨の通報を受けた時には、速やかに、対象設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処理をすること。また、この処理の結果については、「作業報告書（受注者任意様式）」を作成し提出するとともに、特定行政庁への報告が必要な場合は、報告書作成の協力を行うこと。 2. 台風・荒天等の天災時において、利用者の安全確保並びに対象設備の機能維持ができない場合は、施設管理担当者及び駅係員に報告の上、エスカレーター及びエレベーターを停止すること。なお、緊急性が高い場合は、停止を優先し事後報告を行うこと。
法令に基づく検査	1. 建築基準法第12条に基づく法定点検の実施及び法定点検の実施結果を特定行政庁へ報告すること。 2. 建築基準法第12条に基づく法定検査の立ち合いを行うこと。
維持管理のための情報提供サービス	1. エレベーター・エスカレーターを安全に使用するために必要な、安全確保・正しい利用方法を掲示すること。また、発注者から注意喚起等に必要なポスター等の表示依頼があった場合には、表示作業を行うこと。 2. 関係法令改正の連絡等の情報提供サービスを行うこと。 3. 保守点検項目や頻度について、受注者の立場から必要に応じて適切な技術的助言を行うこと。
撤去部品	対象設備から構成部品等を交換・撤去したときは、受注者の責任において関連法令に基づき処分するものとする。
賠償義務	本業務の履行に際し、受注者の責に帰すべき事由により発注者または第三者に生命・身体・財産上の損害が生じたときは、1事故につき対人・対物賠償合わせて10億円を限度として損害を賠償するものとする。なお、この場合、賠償責任の存否については受注者が行い、係争を含め解決までの手続きを行うものとする。
機器等引継ぎ	受注者は、前事業者より現場における前事業者が所有する機器及び消耗品の引継ぎを速やかに行うものとする。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者及び施設管理担当者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、双方が協議の上これを定める。

除外事項

1. 我孫子駅南北口及び天王台駅南北口エレベーター（日立製）

- （１） 意匠部分（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）の塗装メッキ直し、修理及び部品の取替
- （２） 巻上機、電動機、制御盤等の本体機器の一式取替
- （３） 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- （４） 昇降路周壁及び建屋部分の改修
- （５） 諸法規の改正又は、官公庁の命令及び要求により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
- （６） 不注意、不適當な使用・管理により発生する修理又は取替
- （７） 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

2. 我孫子駅南北口及び天王台駅南北口エスカレーター（日立製）

- （１） 意匠部分（パネル、デッキボード、モールディングその他）の塗装及びメッキ直し
- （２） 意匠部分（欄干、パネルその他）の修理及び取替
- （３） 移動手すり清掃剤の提供並びに清掃
- （４） 照明用スリムラインランプ、底部照明ランプの提供・取替並びに清掃
- （５） 駆動鎖装置（ドライビングマシン）、電動機、制御盤、踏段の機器一式取替
- （６） エスカレーター構造物、外装一式取替
- （７） 安全設備品（三角部ガード板、転落防止柵、移動手すり入り込み口ガード、立看板、落下物防止網、注意放送設備等）の修理取替
スカートガード滑り剤の提供並びに塗布
- （８） 修理取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係工事、その他設備工事
- （９） 不注意、不適當な使用・管理により発生する修理又は取替
- （１０） 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

3. 湖北駅南北口、布佐駅南・東口及び新木駅南・北口エレベーター（三菱製）

- （１） メンテナンス修理範囲以外の修理・部品取替並びに意匠部品（昇降かご、かご床タイル、かご戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃
- （２） 指紋照合装置、エレベーター連動システム（MIS）、かご内 ITV カメラ、空調機の修理・部品取替
- （３） 巻上機、電動機等の機器の一式取替
- （４） 一切の建築関係工事
- （５） 諸法規の改正又は官公庁の命令若しくは指導による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事
- （６） 不注意、不適當な使用・管理により発生する修理又は取替工事
- （７） 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

4. 湖北駅南口、布佐駅南・東口及び新木駅南・北口エスカレーター（三菱製）
 - （１） メンテナンス修理範囲以外の修理・部品取替並びに意匠部品（外側板、内側板等）の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃
 - （２） 駆動機、電動機等の機器の一式取替
 - （３） 一切の建築関係工事
 - （４） 諸法規の改正又は官公庁の命令若しくは指導による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事
 - （５） 不注意、不適當な使用・管理により発生する修理又は取替工事
 - （６） 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧
5. 湖北駅北口エスカレーター（東芝製）
 - （１） 外側板、内側板、デッキボード、意匠部分の塗装、メッキ直し、修理、取替、および清掃並びに移動手すりの清掃
 - （２） 業務範囲外の修理取替・部品取替、およびそれらに必要な建築関係工事
 - （３） 関係法令の改正、監督行政庁等の命令・要望による設備の改修、または新規付属物追加に関する工事
 - （４） 当該昇降機利用者による不注意、不適當な使用、管理により発生する専門技術者の派遣
 - （５） 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧
 - （６） 踏段クリート・ライザー、乗降版、照明装置関係部品の交換工事
 - （７） 報告先以外の第三者に対する、当該昇降機の調査報告
 - （８） 対象昇降機と建物に付随する設備機器との接点連動状態の確認ならびに当該付属設備機器の修理および取替
 - （９） 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替
外装板（底部照明含む）、内面パネル（強化ガラス含む）、照明装置（蛍光管、電球、安定器含む）、デッキボード、操作盤のフェースプレート、階段の安全標色の塗装、飛散防止フィルム、手摺ベルトコーディング、デッキボードのシリコン塗布
6. 根戸福祉センターエレベーター（東芝製）
 - （１） 昇降かご、かご床タイル、各階出入口戸、三方枠、敷居、意匠部品等の塗装、メッキ直し、修理、取替、及び清掃
 - （２） 業務範囲外の修理取替・部品取替、およびそれらに必要な建築関係工事
 - （３） 関係法令の改正、監督行政庁等の命令・要望による設備の改修、または新規付属物追加に関する工事
 - （４） 当該昇降機利用者による不注意、不適當な使用、管理により発生する専門技術者の派遣
 - （５） 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

- (6) 調光ガラス・液晶ディスプレイ等物件固有設備の修理および取替
- (7) 報告先以外の第三者に対する、当該昇降機の調査報告
- (8) 対象昇降機と建物に付随する設備機器との接点連動状態の確認ならびに当該付属設備機器の修理および取替
- (9) 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替
昇降かご（ゴムタイル含む）、各階乗場戸、三方枠、敷居、押釦フェースプレート、インジケーターフェースプレート、操作盤フェースプレート

資料 1

エレベーター点検項目

1. 制御駆動装置

- ①制御盤 ②巻上機 ③電磁ブレーキ ④調速機 ⑤パワーユニット
- ⑥その他関連機器 ⑦エレベーターピット内（浸水状況等）

2. 昇降路

- ①上・下部リミットスイッチ ②レール ③非常止め装置 ④ロープ ⑤ピット
- ⑥ジャッキ ⑦その他関連機器

3. かが室

- ①かが運行状態 ②かが上機器 ③戸の開閉 ④照明・停電灯 ⑤位置表示器
- ⑥外部連絡装置 ⑦押ボタン ⑧かが室意匠 ⑨その他関連機器

4. 乗場

- ①戸の開閉 ②戸のインターロック ③位置表示器 ④押ボタン ⑤乗場意匠
- ⑥その他関連機器

5. 付加装置 他

- ①遠隔監視装置 ②地震時管制運転装置 ③停電時自動着床 ④火災時管制運転
- ⑤遮煙ドア

※上記機器において設置されていないものは除く。

資料2

エスカレーター点検項目

1. 制御駆動装置

- ①運行状態 ②上下部機械室 ③ドライブユニット ④電磁ブレーキ
- ⑤各チェーン給油 ⑥移動手摺・駆動装置 ⑦その他関連機器
- ⑧エスカレーターピット内（浸水状況等）

2. 踏段関連機器

- ①踏段・くし破損 ②踏段・くし・スカートガードの間隔 ③踏段チェーン
- ④踏段・レール関連機器 ⑤その他関連機器

3. 操作盤・照明・意匠

- ①内側板・スカートガード ②照明器具 ③ランディングプレート
- ④操作盤スイッチ・押ボタン動作 ⑤その他関連機器

4. 各種安全装置

- ①インレット安全装置 ②ニューアル安全スイッチ ③スカートガード安全スイッチ
- ④踏段安全装置 ⑤踏段異常走行検出装置 ⑥駆動チェーン安全スイッチ
- ⑦防火シャッタースイッチ ⑧手摺スリップ検出装置 ⑨その他関連機器

5. 周辺安全設備等

- ①交差部固定保護板・稼働警告板 ②隣接する突起障害物への対策
- ③転落防止柵・落下物防止せき ④進入防止仕切板 ⑤落下防止網・板
- ⑥登り防止用仕切板 ⑦注意標記 ⑧その他関連するもの

※上記機器において設置されていないものは除く。

10. 小荷物専用昇降機保守点検業務

対象施設	別紙5「小荷物専用昇降機に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	建築基準法に基づく定期検査及び正常な運転機能を維持するために、計画的に技術員を派遣し適切な点検と遠隔監視を実施する。
対象機器	1. 小荷物専用昇降機 1式 (独立系POG契約)
作業内容	対象設備を正常かつ良好な運転状態に保つよう、次の作業を実施すること。 1. 点検・手入れ保全 (1) 定期的に点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を実施すること。 (2) 点検・手入れ保全の実施箇所・機器・内容は小荷物専用昇降機点検項目の記載のとおりとする。 (3) 点検・手入れ保全を行ったときは、「小荷物専用昇降機作業報告書（受注者任意様式）」を作成し提出すること。
緊急時の対応	施設管理担当者等から対象設備について故障等、緊急事態が発生した旨の通報を受けた時には、速やかに、対象設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処理をすること。また、この処理の結果については、「作業報告書（受注者任意様式）」を作成し提出するとともに、特定行政庁への報告が必要な場合は、報告書作成の協力を行うこと。
法令に基づく検査	(1) 建築基準法第12条に基づく法定点検の実施及び法定点検の実施結果を特定行政庁へ報告すること。 (2) 建築基準法第12条に基づく法定検査の立ち合いを行うこと。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者及び施設管理担当者との協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、双方が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合

小荷物専用昇降機点検項目

1. 機械室

- ①機械室環境状況 ②制御盤 ③電動機 ④巻上機 ⑤ブレーキ
- ⑥アイドルプーリー

2. かが

- ①かが内扉 ②床 ③安全棒 ④ロープ ⑤かがドア ⑥積載荷重常用禁止の表示

3. 出し入れ口

- ①戸回り各部 ②戸のレール ③戸のロープ ④ドアスイッチ ⑤各階操作盤
- ⑥表示ランプ ⑦戸開放防止ブザー ⑧インターホン ⑨ドアロック装置

4. 塔内 ピット

- ①塔内 ②ピットの環境状況 ③ガイドレール ④主ロープ ⑤ガイドシュー
- ⑥つり合いおもり ⑦上下部リミットスイッチ

※上記機器において設置されていないものは除く。

1 1. 消防用設備点検業務

対象施設	別紙 6 「消防用設備に関する事業所等の明細」のとおり。	
管理内容	消防法で義務付けられている消防設備等を定期的に点検し、結果を消防長に報告する。消防用設備等の点検・報告・整備を含め適正な配置の確認及び維持管理を行う。	
対象機器	1. 消火器具 2. 自動火災報知設備 3. ガス漏れ火災警報設備 4. 防火・防排煙設備 5. ハロゲン化物消火設備 6. 屋内消火栓設備 7. 誘導灯及び誘導標識 8. 避難器具 9. パッケージ型消火設備 10. 非常放送設備 11. 非常警報器具及び設備 12. 連結送水管 13. イナージェン消火設備	
点検頻度	総合点検：年 1 回実施 機器点検：6 ヶ月に 1 回実施 ※保育園の作業にあたっては、園児の午睡中（午後 12 時以降の園児のお昼寝時間）をさけて実施する。	
点検実施者	消防設備士又は消防設備点検資格者	
報告書等	点検結果は都度、各種保守点検検査票を 2 部作成し提出する。	
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。	
除外事項	1. 間仕切り変更のため設備の移設、増設或いは修理を要する場合。 2. 設備の破老朽化等による機器交換又は設備の補修を要する場合。 3. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 4. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。 5. 障害排除のため、費用を要する場合。	

12. 防火対象物点検業務

対象施設	1. 根戸近隣センター (我孫子市根戸573-5) 2. 我孫子北近隣センター並木本館 (我孫子市並木5丁目4番6号) 3. 天王台北近隣センター (我孫子市柴崎台2丁目15番8号) 4. 近隣センターこもれび (我孫子市東我孫子1丁目41番33号) 5. 湖北台近隣センター (令和10年度のみ実施) (我孫子市湖北台8丁目2番1号) 6. 新木近隣センター (我孫子市新木1500番地) 7. 布佐南近隣センター (我孫子市布佐平和台4丁目1番30号) 8. 近隣センターふさの風 (我孫子市布佐2972番地1)
管理内容	消防法で義務付けられている防火管理上必要な業務を定期的に点検し結果を消防長に報告する。
点検頻度	年1回実施 (実施日については各施設の監督職員と協議の上決定する)
点検実施者	防火対象物点検資格者
報告書等	防火対象物点検を実施したときは、その結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。

1 3. 自動加圧給水装置保守点検業務

対象施設	鳥の博物館	(我孫子市高野山 2 3 4 番地の 3)
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。	
対象機器	鳥の博物館	
	増圧給水ポンプユニット (テラル) MC5S-4040-1.5BD	1 台
点検頻度	定期点検 : 年 2 回 (6 月、12 月)	
点検内容	①電動機、ポンプ運転状態点検、②圧力タンク空気圧確認、③運転電圧・電流値確認、④絶縁測定	
報告書等	増圧給水ポンプユニットの定期点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を 1 部作成し提出する。	
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。	
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。	

1 4. 浄化槽設備保守点検業務

対象施設	別紙 7「浄化槽設備に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	水質汚濁防止法、浄化槽法等の法令に基づく合併浄化槽の保守点検と維持管理業務。
対象機器	合併処理浄化槽 1 式
点検頻度	定期点検：点検頻度は、別紙 7「浄化槽設備に関する事業所等の明細」のとおり。 水質検査：浄化槽法に基づく水質検査
報告書等	浄化槽設備の点検等を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を 1 部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合 4. 浄化槽清掃及び汚泥引抜き

1 5. 浄化槽汚泥引抜き業務

対象施設	別紙 7「浄化槽設備に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	水質汚濁防止法、浄化槽法等の法令に基づく合併浄化槽の清掃と汚泥引抜き業務。 ※汚泥収取運搬・処理支払代行を含む。
対象機器	合併処理浄化槽 1 式
点検頻度	清掃作業：年 1 回浄化槽の清掃消毒を実施する。 汚泥引抜き：年 1 回実施する。引抜き処理量は、別紙 7「浄化槽設備に関する事業所等の明細」のとおり。汚泥は我孫子市の終末処理場へ運搬し処理する。
報告書等	浄化槽汚泥引抜き等を実施したときは、結果を任意の用紙に記入した報告書を 1 部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合 4. 浄化槽設備の保守点検。

16. 浄化槽法定検査業務

対象施設	1. 根古屋団地 2. 日秀団地 3. 北原団地 4. 久寺家近隣センター 5. 新木近隣センター	(我孫子市中峠2998番地) (我孫子市日秀132番地1・2) (我孫子市新木野2丁目3番9号) (我孫子市久寺家686-5) (我孫子市新木1500番地)
管理内容	浄化槽法に基づく11条検査業務。	
対象機器	1. 根古屋団地 2. 日秀団地 3. 北原団地 4. 久寺家近隣センター 5. 新木近隣センター	合併接触ばっ気方式(191人槽) 1台 合併接触ばっ気方式(140人槽) 1台 合併接触ばっ気方式(140人槽) 1台 分離接触ばっ気方式(36人槽) 1台 分離接触ばっ気方式(80人槽) 1台
点検頻度	年1回(11月)実施する。	
報告書等	検査を実施したときは、結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。	
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。	
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合 4. 浄化槽設備の保守点検。	

17. グリストラップ清掃業務

対象施設	別紙8「グリストラップ清掃に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	グリストラップ内に堆積している汚泥、グリス等を吸引車両により吸引すること。 汚泥等を吸引後、グリストラップ内のブラッシング洗浄をすること。また、洗浄によりグリストラップ内に溜まった水、グリス等を吸引すること。 ポンプ槽の清掃が必要な施設については、7、12月に合わせて実施すること。 ※汚泥収取運搬・処理支払代行を含む。
対象機器	機器台数は、別紙8「グリストラップ清掃に関する事業所等の明細」のとおり。
清掃頻度	年4回（7月、10月、12月、3月）実施する。
報告書等	グリストラップ清掃を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
注意事項	・実施日は学校教育課と協議のうえ上記の実施時期で決定するものとする。 ・清掃により排出される産業廃棄物は、法令等を遵守し適正に処理すること。 ・吸引車両は、悪臭が漏れるおそれのない構造を有すなど、廃棄物処理法上の基準に適合していること。 ・処分においては、請求時にマニフェスト管理表を併せて提出すること。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

18. 排水管清掃業務

対象施設	別紙9「排水管清掃に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	学校給食施設からグリストラップまでの排水管清掃。(グリストラップまでのメートル数及びインバート桝及び厨房内排水U字溝から外部まで) 高压洗浄車を使用し対応する。
対象機器	対応メートル数は、別紙9「排水管清掃に関する事業所等の明細」のとおり。
清掃頻度	年1回(学校の夏休み期間中)実施する。
報告書等	排水管清掃を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
注意事項	学校は夏休み期間中であるが、学校敷地内における車両の移動及び安全には十分注意し事故のないようにすること。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

19. 簡易専用水道検査業務

対象施設	1. 栄団地 2. 小暮団地 3. 東我孫子A団地 4. 東我孫子B団地 5. 根古屋団地 6. 日秀団地 7. 北原団地 8. 保健センター	(我孫子市栄9番地17) (我孫子市高野山537番地1) (我孫子市東我孫子1丁目9番17号18号) (我孫子市東我孫子1丁目31番1号2号3号) (我孫子市中峠2998番地) (我孫子市日秀132番地1・2) (我孫子市新木野2丁目3番9号) (我孫子市湖北台1丁目12番16号)	
管理内容	水道法34条の2第2項による検査機関の検査。		
対象機器	1. 栄団地 2. 小暮団地 3. 東我孫子A団地 4. 東我孫子B団地 5. 根古屋団地 6. 日秀団地 7. 北原団地 8. 保健センター	給水施設 給水施設 給水施設 給水施設 給水施設 給水施設 給水施設 給水施設	1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設
点検頻度	年1回(3月)実施する。		
報告書等	検査を実施したときは、結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。		
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。		
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合		

20. 受水槽点検清掃業務

対象施設	別紙10「受水槽清掃に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	水道法に基づく貯水槽の点検、清掃、水質検査を実施する。
対象機器	機器容量及び台数は、別紙10「受水槽清掃に関する事業所等の明細」のとおり。
点検頻度	点検作業：年1回実施する。①槽の壁面・底面のクラック等の異常、②ボールタップ・フード弁・電極棒・ポンプ・配管等給水設備の異常、③マンホールの蓋の異常、④通気口防虫網の破れ等の点検を実施 清掃作業：年1回実施する。①汚水混入防止措置、②排水溝（流末）の確認、③機械・器具及び作業服等の完全消毒、④清掃作業と消毒作業の分離、の措置を講ずる 水質検査：11項目水質検査（一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、p h 値、味、臭気、色度、濁度）
注意事項	保育園の作業をするにあたっては、保育園給食で作業できない日時など工程の計画を作る上で保育園長・監督職員と打合せをして、事故のないよう十分な安全管理を行ない、又保育園給食に影響のないようにする。
報告書等	受水槽点検清掃を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書等を1部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

2 1. 自動ドア設備保守点検業務

対象施設	別紙 1 1 「自動ドア設備に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。
対象機器	機器台数は、別紙 1 1 「自動ドア設備に関する事業所等の明細」のとおり。
点検頻度	別紙 1 1 「自動ドア設備に関する事業所等の明細」のとおり。
点検内容	①作動状態のチェック、②変形、損傷状態の確認、③ドアエンジン、チェーン等の動作点検、④開閉状態、速度の点検、調整、⑤検知システム整備、接点清掃
報告書等	自動ドア設備の定期点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を 1 部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

22. プールろ過設備保守点検業務

対象施設	別紙12「プールろ過設備に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。
対象機器	機器台数は、別紙12「プールろ過設備に関する事業所等の明細」のとおり。
点検頻度	定期点検：プール利用前の前期とプール利用後の後期に実施する。
作業内容	前期保守点検整備 (1) 機械内部の組立 (2) 滅菌機の点検 (3) ポンプ・コック類の点検及び調整 (4) 各部の水抜き個所の点検 後期保守点検整備 (1) 機械内の洗浄 (2) 滅菌器の水洗い (3) ポンプ・コック類のグリスアップ及び注油 (4) 各部の水抜き点検 ※その他機器可動停止に必要な個所の調整点検を行う。 ※保守点検業務に必要な消耗品（油、ウエス等）は本業務に含む。
報告書等	プールろ過設備の定期点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

2 3. 給水ポンプユニット設備保守点検業務

対象施設	別紙 1 3 「給水ポンプユニット設備に関する事業所等の明細」のとおり。
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。
対象機器	機器台数は、別紙 1 3 「給水ポンプユニット設備に関する事業所等の明細」のとおり。
点検頻度	定期点検：年 2 回実施する。
報告書等	給水ポンプユニット設備の定期点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を 1 部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

2 4. 収納ステージ設備保守点検業務

対象施設	別紙 1 4 「収納ステージ設備に関する事業所等の明細」 のとおり。
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。
対象機器	機器台数は、別紙 1 4 「収納ステージ設備に関する事業所等の明細」 のとおり。
点検頻度	定期点検：年 1 回（事業場によっては 2 年に 1 回）実施する。
報告書等	収納ステージ設備の定期点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を 1 部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

25. AV設備保守点検業務

対象施設	我孫子南近隣センター　我孫子市本町3丁目1番2号 (けやきプラザ8階・9階)
管理内容	定期点検及び器具に不具合が生じた場合のコールサービスへの速やかな修繕等の対応。
対象機器	プロジェクター（昇降式）　　1台
点検頻度	定期点検：年1回実施する。
報告書等	AV設備の定期点検を実施したときは、点検結果を任意の用紙に記入した報告書を1部作成し提出する。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

26. 特定建築物定期点検業務

対象施設	別紙15「特定建築物定期点検に関する事業所等の明細」のとおり
目的	建築基準法第12条第2項の規定により、建築物の敷地及び構造について損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を実施する。
点検方法	特定建築物定期調査業務基準（国交省建築指導課監修）（最新版）に基づいて行う。
対象概要	別紙15「特定建築物定期点検に関する事業所等の明細」のとおり
点検頻度	3年に1回実施。
提出書類	特定建築物定期点検 ①定期調査報告書（省令第36号の2の4様式） ②各調査結果表と必要に応じ次のものを添付すること ア）別添1様式（図面）…指摘があった箇所を図示すること。 イ）別添2様式（写真）…指摘があった箇所の写真を添付すること。
資料の貸与	我孫子市が所有する資料については、資料借用書の作成をもって受注者に無償貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、受注者が責任を持って修復のこと。委託業務完了後は、借用資料の内容を確認し、速やかに返却のこと。 ①図面類（竣工図） ②直近の特定建築物、建築設備、防火設備の定期検査報告書 ③直近の特定建築物の定期調査報告書
留意事項	1. 定期点検は、受注者の責任者の立会・指導のもとで行い、業務等に支障がないよう施設責任者と十分に協議をすること。 2. 受注者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに施設責任者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

27. 建築設備定期点検業務

対象施設	別紙15「特定建築物定期点検に関する事業所等の明細」のとおり
目的	建築基準法第12条第4項の規定により、建築設備について損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を実施する。
点検方法	建築設備定期検査業務基準書（国交省建築指導課監修）に基づいて行う。
対象概要	別紙15「特定建築物定期点検に関する事業所等の明細」のとおり
点検頻度	年1回実施する。
提出書類	建築設備定期点検 ①定期検査報告書（建築設備等）（省令第36号の4様式） ②各検査結果表（換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給排水設備） ※施設毎に対象となる建築設備の次の別表を作成すること。 別表1：換気についての風量等を記載する用紙 別表2：火気使用室の換気風量等を記載する用紙 別表3：排煙設備の風量等を記載する用紙 別表4：非常用照明の照度等を記載する用紙 別添様式：写真（指摘があった箇所の写真）
留意事項	1. 定期点検は、受注者の責任者の立会・指導のもとで行い、業務等に支障がないよう施設責任者と十分に協議をすること。 2. 受注者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに施設責任者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

28. 防火設備定期点検業務

対象施設	別紙15「特定建築物定期点検に関する事業所等の明細」のとおり
目的	建築基準法第12条第4項の規定により、防火設備について損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を実施する。
点検方法	防火設備定期検査業務基準に基づいて行う。
対象概要	別紙15「特定建築物定期点検に関する事業所等の明細」のとおり
点検頻度	年1回実施する。
提出書類	防火設備定期点検 ①定期検査報告書（防火設備）（省令第36号の8様式） ②各検査結果表（防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他）と必要に応じ次のものを添付すること ア）別添1様式（検査結果図）…指摘があった箇所を図示すること イ）別添2様式（関係写真）…指摘があった箇所の写真を添付すること
留意事項	1. 定期点検は、受注者の責任者の立会・指導のもとで行い、業務等に支障がないよう施設責任者と十分に協議をすること。 2. 受注者は、業務について質疑が生じた場合は、速やかに施設責任者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

29. 機械警備業務

対象施設 別紙16「機械警備業務に関する事業所等の明細」のとおり。

- 管理内容
1. 建物の機械警備による火災・侵入等の異常感知
※天王台行政サービスセンター、我孫子行政サービスセンターは除く
 2. 事故感知時における現場対応及び関係先への通報、連絡
※天王台行政サービスセンター、我孫子行政サービスセンターは除く
 3. 不審者など非常事態に備えた通報サービス
次の施設を対象とする。
 - 1) つくし野行政サービスセンター
 - 2) 天王台行政サービスセンター
 - 3) 湖北台行政サービスセンター
 - 4) 新木行政サービスセンター
 - 5) 布佐行政サービスセンター
 - 6) 我孫子行政サービスセンター
 - 7) 一小学童保育室
 - 8) 二小学童保育室
 - 9) 三小学童保育室
 - 10) 四小学童保育室第一・第二
 - 11) 高野山小学童保育室第一・第二
 - 12) 根戸小学童保育室第一・第二・第三
 - 13) 並木小学童保育室
 - 14) 湖北小学童保育室
 - 15) 湖北台西小学童保育室
 - 16) 湖北台東小学童保育室
 - 17) 新木小学童保育室
 - 18) 布佐小学童保育室
 - 19) 布佐南小学童保育室
 - 20) 一小あびっ子クラブ
 - 21) 二小あびっ子クラブ
 - 22) 三小あびっ子クラブ
 - 23) 四小あびっ子クラブ
 - 24) 高野山小あびっ子クラブ
 - 25) 湖北台西小あびっ子クラブ
 - 26) 湖北台東小あびっ子クラブ
 - 27) 新木小あびっ子クラブ
 - 28) 布佐小あびっ子クラブ
 - 29) 保健センター
 - 30) 休日診療所

- 3 1) 寿保育園
- 3 2) 湖北台保育園
- 3 3) つくし野保育園

特記事項	1. 警備業務の開始にあたっては、事前に警備計画書を提出すること。 2. 警備装置の設置、撤去工事等により機械警備が実施できない期間は巡回警備により警備を行うこと。 3. 警備装置の取り付け及び契約期間満了による警報装置の撤去料は受注者の負担とする。ただし、対象施設の増改築等により既設の警備装置等の移動又は変更等の必要が生じた場合、当該工事費の負担については、発注者と受注者が協議の上これを定める。 4. 使用回線は、発注者の一般公衆回線及び光回線（常時断線監視機能付）とする。 5. 受注者の責に帰すべき事由により生じた発注者及び第三者への損害の賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償、対物賠償合わせて10億円とする。
その他	本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。
除外事項	1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。 2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。 3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

30. 博物館くん蒸業務

対象施設 鳥の博物館（我孫子市高野山234番地の3）

目的 鳥の博物館が収蔵する全ての標本について、劣化を防ぎ永久保存できるように、害虫防除業務（燻蒸作業）を行う。また、I P M（Integrated Pest Management：総合的有害生物管理）の概念も取り入れ、モニタリング調査により博物館の立地特性を充分に把握し、出来る限り人体に安全な方法で、燻蒸作業を実施する。

対象場所

場所名		面積（㎡）	使用薬剤
1 階	収蔵庫	305	スプレードライ F T
	展示準備室	82	スプレードライ F T
	燻蒸室	26	スプレードライ F T
	空調機械室	109	スプレードライ F T
	通路	163	スプレードライ F T
	職員トイレ男	12	スプレードライ F T
	職員トイレ女	13	スプレードライ F T
	出入口風除室	24	スプレードライ F T
	会議室	43	スプレードライ F T
	救護室	28	スプレードライ F T
	更衣室	17	スプレードライ F T
	館長室	39	スプレードライ F T
	事務室（給湯室含む）	145	スプレードライ F T
	玄関風除室	106	スプレードライ F T
	身障者トイレ	8	スプレードライ F T
	書庫	25	スプレードライ F T
	客用トイレ男	31	スプレードライ F T
	客用トイレ女	32	スプレードライ F T
	通路	18	スプレードライ F T
2 階	講堂	322	スプレードライ F T
	展示室	490	スプレードライ F T
	鳥の博物館	365	スプレードライ F T
	学芸員室	389	スプレードライ F T
	実験室	106	スプレードライ F T
3 階	展示室	2040	スプレードライ F T

使用薬剤

ピレスロイド系炭酸ガス製剤（以下『スプレードライFT』という）を使用する。

年間作業

- （１）対象場所に対して、年１回燻蒸作業月を定めて作業を実施する。
- （２）動物の剥離標本を食害するおそれのある昆虫類（以下『害虫』という）について、次の方法によって年１２回の生息調査を実施する。
 - ①フェロモントラップ法：タバコシバンムシ、ジンサンシバンムシ、ノシメマダライガ、スジマダラメイガ、スジコナマダライガ
 - ②箱型粘着トラップ法
 - ③塵埃検査法：各種害虫（死骸等）
- （３）作業および調査の実施日（事前に打合せを行い実施日時や内容について確認する）
 - ①燻蒸作業 ９月
 - ②生息調査 毎月（１２回／年）

作業内容

- （１）目張り
 - ①燻蒸対象区域外にガスが漏洩しないよう、目張りを行う。
 - ②目張りには建物や施設を汚損しないような材料を用いる。
 - ③煙探知機等は適切な方法で発報しないようにする。
- （２）投薬
 - ①スプレードライFTは、専用の特殊ノズルによって極超微粒子噴霧とする。
- （３）安全対策
 - ①作業前に燻蒸対象区域の鍵の受け渡し確認を行う。
 - ・他業者等の作業・工事の出入りがないことを確認する。
 - ②周囲に対し注意を促す。
 - ・建物周りに消毒作業中の看板を配置。またトラロープ、パイロン等を設置する。
 - ・建物出入口すべてに「立入禁止」札を貼り付ける。
 - ③作業防除監督者は投薬後４時間以上燻蒸対象区域外で待機し、警備を行う。
 - ④作業防除監督者は薬剤安全性データシートを所持すること。
 - ⑤燻蒸終了後に燻蒸対象区域中の炭酸ガス濃度を測定し、燻蒸前の濃度に復旧したことをもって終了とする。
- （４）効果測定
 - ①供試虫としてコクゾウムシ、もしくはコクヌストモドキを使用し、博物館職員立会いの下に配置と回収及び生死の判定を行う。

報告書等

作業終了後に報告書を作成し提出する。報告書には作業内容や結果を記載し、必要に応じて図表、グラフ、作業状況写真等を添付する。

3 1. 滅菌器保守点検業務

対象施設 保健センター（我孫子市湖北台 1－1 2－1 6）

点検内容

- ・ 塩素剤残量確認
- ・ 在庫管理（不足分は点検時追加。補充薬剤費も契約業務内に含む）
- ・ 残留塩素濃度測定
- ・ 注入ポンプストローク調整
- ・ 揚水ポンプ 2 台連動確認
 - ① 圧力・電流・音響・振動等の点検調整
 - ② 腐食・損傷及び水漏れがないかの点検
 - ③ 絶縁測定・操作盤及び電気関係の点検
 - ④ 電磁開閉機の接点の劣化がないかの点検

点検頻度 年 6 回（2 月毎に 1 回）実施する。

3 2. 巡回点検業務

対象施設	別紙 1 「施設所在地一覧表」のとおり 管理内容 1 5 「改正フロン法に伴う簡易点検」の対象施設については、別紙 1 8 「改正フロン法に伴う簡易点検対象事業所等の明細」のとおり
管理内容	管理対象設備は、当施設の建築設備並びに躯体外装において点検できる範囲の建築設備機器を対象とする。尚、詳細は、別紙 1 7 「巡回点検作業基準表」のとおりとする。 1. 照明点灯確認、不点灯管球交換（1 回／月） 2. 空冷エアコン運転状態点検（1 回／月） 3. 給排気ファン(V ベルト付)運転状態点検（1 回／6 月） 4. 給水ポンプ運転状態点検、排水ポンプ運転状態点検（1 回／月） 5. 受水槽・高架水槽運転状態点検（1 回／月） 6. 排水桝排水状況点検（1 回／年） 7. 電気温水器運転状態点検（1 回／6 月） 8. 衛生器具状態点検（1 回／月） 9. 消火栓ポンプ、制御盤外観点検（1 回／月） 10. 自動火災報知機盤・防火防排煙盤の電源点検（1 回／月） 11. ルーフドレン点検（1 回／3 月） 12. 屋上防水点検（1 回／年） 13. 外壁外観目視点検（1 回／年） 14. 不具合対応、緊急対応、小修繕 など 15. 改正フロン法に伴う簡易点検（1 回／3 月）
作業時間帯	巡回点検は、土、日、祝祭日、年末年始（12/31～1/3）休館日を除き、平日の午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分の時間内に対応する。 また、当施設に異常が発生した場合で受注者が覚知した場合、速やかに応急処置を行う。
応急処置	停電、火災、断水、漏水、その他災害が発生した連絡を受けた場合は、受注者及び協力会社により、的確な処置を行う。 点検時に小修理・調整が必要な場合は、巡回時持参する手持ち工具で出来る範囲の作業を行い、部品交換等の必要があるときは緊急時を除き御見積書を提出し、ご承認後実施する。
報告書等	巡回点検を実施したときは、点検結果を所定の用紙に記入した報告書を 2 部作成し提出する。尚、所定の用紙は、別紙 1 7 「巡回点検表」とし、管理内容「15. 改正フロン法に伴う簡易点検」については、別紙 1 8 「改正フロン法に伴う簡易点検・機器点検表」のとおりとする。

その他 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとする。管理内容「11.ルーフドレン点検」について、危険個所に関しては、発注者と受注者が協議の上実施個所を決定する。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定める。

除外事項 1. 破損又は消耗した部品の供給及び修理。
2. 法規の改正、官庁の命令等で生じた設備変更の場合。
3. 地震等自然災害及び発注者の責任により機器に損害を生じた場合。

別紙１ 「施設所在地一覧表」

※施設管理の都合により、管理番号４は欠番です。

管理番号	事業場の名称	所在地	延床面積（㎡）	フロアー数	担当課
1	つくし野行政サービスセンター	我孫子市つくし野3丁目22番2号	104	1F	市民課
2	天王台行政サービスセンター	我孫子市柴崎台1丁目10番15号	147	1F	
3	湖北台行政サービスセンター	我孫子市湖北台1丁目12番4号（1階部分）	68	1F	
5	新木行政サービスセンター	我孫子市南新木1丁目1番地の1	267	1F	
6	布佐行政サービスセンター	我孫子市布佐2730番地の1	室255 通路345	1F	
7	我孫子行政サービスセンター	我孫子市本町3丁目1番2号（けやきプラザ1階）	けやきプラザ内	1F	
8	根戸近隣センター	我孫子市根戸573－5	839.8	2F	市民協働推進課
9	久寺家近隣センター	我孫子市久寺家686－5	437.74	1F	
10	我孫子北近隣センター並木本館	我孫子市並木5丁目4番6号	675	2F	
11	我孫子北近隣センターつくし野館	我孫子市つくし野3丁目22番1号 2階	252	1F	
12	我孫子南近隣センター	我孫子市本町3丁目1番2号（けやきプラザ8階・9階）	けやきプラザ内	2F	
13	天王台北近隣センター	我孫子市柴崎台2丁目15番8号	751.1	2F	
14	近隣センターこもれび	我孫子市東我孫子1丁目41番33号	995.8	2F	
15	湖北台近隣センター	我孫子市湖北台8丁目2番1号	1,214.2	2F	
16	新木近隣センター	我孫子市新木1500番地	913.8	2F	
17	布佐南近隣センター	我孫子市布佐平和台4丁目1番30号	687.21	2F	
18	近隣センターふさの風	我孫子市布佐2972番地1	936.6	2F	
19	湖北台市民センター	我孫子市湖北台3丁目1番1号	294	2F	
20	我孫子駅北口EV・ESC施設	我孫子市我孫子1丁目430－1	－	2F	交通政策課
21	我孫子駅南口EV・ESC施設	我孫子市本町2丁目429	－	2F	
22	湖北駅北口自由通路	我孫子市中峠1117－3	－	2F	
23	湖北駅南口自由通路	我孫子市湖北台1丁目27	－	2F	
24	天王台駅北口EV・ESC施設	我孫子市柴崎台1丁目20	－	2F	
25	天王台駅南口EV・ESC施設	我孫子市柴崎台1丁目19－1	－	2F	
26	布佐駅東口自由通路	我孫子市布佐2812	－	3F	
27	布佐駅南口自由通路	我孫子市布佐2810	－	3F	
28	新木駅北口自由通路	我孫子市新木1番地1号	－	2F	
29	新木駅南口自由通路	我孫子市南新木1丁目1番	－	2F	
30	栄団地	我孫子市栄9番地17	1棟 16戸	4F	建築住宅課
31	小暮団地	我孫子市高野山537番地1	5棟 90戸	3F	
32	東我孫子A団地	我孫子市東我孫子1丁目9番17号18号	2棟 24戸	3F	
33	東我孫子B団地	我孫子市東我孫子1丁目31番1号2号3号	3棟 36戸	3F	
34	根古屋団地	我孫子市中峠2998番地	4棟 54戸	3F	
35	日秀団地	我孫子市日秀132番地1・2	2棟 40戸	4F	
36	北原団地	我孫子市新木野2丁目3番9号	1棟 35戸	4F	
37	我孫子第一小学校	我孫子市寿1丁目22番10号	5,670	4F	教育総務部総務課
38	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸610番地	4,604	4F	
39	我孫子第三小学校	我孫子市柴崎台3丁目3番1号	4,572	4F	
40	我孫子第四小学校	我孫子市白山3丁目2番1号	6,230	4F	
41	高野山小学校	我孫子市高野山198番地	5,561	4F	
42	根戸小学校	我孫子市つくし野4丁目17番1号	6,741	4F	
43	並木小学校	我孫子市つくし野7丁目30番1号	6,079	4F	
44	湖北小学校	我孫子市中里95番地	5,675	4F	
45	布佐小学校	我孫子市布佐1217番地	4,819	4F	
46	湖北台西小学校	我孫子市湖北台8丁目17番1号	5,550	3F	
47	湖北台東小学校	我孫子市湖北台4丁目3番1号	5,359	4F	
48	新木小学校	我孫子市新木1460番地	5,084	4F	
49	布佐南小学校	布佐平和台5丁目1番1号	4,474	3F	
50	我孫子中学校	我孫子市高野山537番地	7,697	4F	
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	6,753	4F	
52	布佐中学校	我孫子市布佐1301番地	6,555	4F	
53	湖北台中学校	我孫子市湖北台6丁目9番1号	6,921	4F	
54	久寺家中学校	我孫子市つくし野171番地	5,670	4F	
55	白山中学校	我孫子市白山3丁目7番3号	6,653	4F	

別紙１ 「施設所在地一覧表」

56	根戸福祉センター	我孫子市つくし野4丁目17番1号	762.6	2F	社会福祉課
57	あらき園	我孫子市新木1637番地	1864.54	1F	障害者支援課
58	障害者福祉センター	我孫子市新木1637番地	979.9	1F	
59	こども発達センター	我孫子市新木1637番地	1330.73	2F	子ども相談課
60	寿保育園	我孫子市寿1丁目13番11号	1,179	2F	保育課
61	湖北台保育園	我孫子市湖北台3丁目1番16号	601	2F	
62	つくし野保育園	我孫子市つくし野4丁目17番2号	801	2F	
63	一小学童保育室	我孫子市寿1丁目22番10号（我孫子第一小学校校舎内）	205	4F	子ども支援課
64	二小学童保育室	我孫子市下ヶ戸610番地（我孫子第二小学校敷地内）	130	1F	
65	三小学童保育室	我孫子市柴崎台3丁目7番31号	360.82	1F	
66	四小学童保育室第一、第二	我孫子市白山3丁目2番1号（我孫子第四小学校敷地内）	321	2F	
67	高野山小学童保育室第一、第二	我孫子市高野山198番地（高野山小学校敷地内）	252	2F	
68	根戸小学童保育室第一、第二、第三	我孫子市つくし野4丁目17番1号（根戸福祉センター2階及び敷地内）	266.8	2F	
69	並木小学童保育室	我孫子市つくし野7丁目30番1号（並木小学校校舎内）	132	4F	
70	湖北小学童保育室	我孫子市中里95番地（湖北小学校校舎内）	66	4F	
71	湖北台西小学童保育室	我孫子市湖北台8丁目17番1号（湖北台西小学校校舎内）	121	3F	
72	湖北台東小学童保育室	我孫子市湖北台4丁目3番1号（湖北台東小学校校舎内）	66	4F	
73	新木小学童保育室	我孫子市新木1460番地（新木小学校敷地内）	200	1F	
74	布佐小学童保育室	我孫子市布佐1217番地（布佐小学校校舎内）	66	4F	
75	布佐南小学童保育室	我孫子市布佐平和台5丁目1番1号（布佐南小学校校舎内）	66	3F	
76	一小あびっ子クラブ	我孫子市寿1丁目22番10号（我孫子第一小学校校舎内）	60	4F	
77	二小あびっ子クラブ	我孫子市下ヶ戸610番地（我孫子第二小学校校舎内）	68	4F	
78	三小あびっ子クラブ	我孫子市柴崎台3丁目3番1号（我孫子第三小学校校舎内）	128	3F	
79	四小あびっ子クラブ	我孫子市白山3丁目2番1号（我孫子第四小学校校舎内）	96	4F	
80	高野山小あびっ子クラブ	我孫子市高野山198番地（高野山小学校校舎内）	180	2F	
81	根戸小あびっ子クラブ	我孫子市つくし野4丁目17番1号（根戸福祉センター2階）	131.4	2F	
82	並木小あびっ子クラブ	我孫子市つくし野7丁目30番1号（並木小学校校舎内）	66	4F	
83	湖北台西小あびっ子クラブ	我孫子市湖北台8丁目17番1号（湖北台西小学校校舎内）	69	3F	
84	湖北台東小あびっ子クラブ	我孫子市湖北台4丁目3番1号（湖北台東小学校校舎内）	66	4F	
85	布佐南小あびっ子クラブ	我孫子市布佐平和台5丁目1番1号（布佐南小学校校舎内）	64	3F	
86	湖北小あびっ子クラブ	我孫子市中里95番地（湖北小学校校舎内）	66	4F	
87	新木小あびっ子クラブ	我孫子市新木1460番地（新木小学校敷地内）	163.00	1F	
88	布佐小あびっ子クラブ	我孫子市布佐1217番地（布佐小学校校舎内）	135	4F	
89	鳥の博物館	我孫子市高野山234番地の3	1,569	3F	鳥の博物館
90	図書館湖北台分館	我孫子市湖北台9丁目3番6号	399	2F	図書館
91	図書館布佐分館	我孫子市新々田109番1	999.2	2F	
92	ふさ復興会館	我孫子市都13-2ほか	175.79	1F	市民協働推進課
93	保健センター	我孫子市湖北台1-12-16	1485.84	3F	健康づくり支援課
94	休日診療所	我孫子市湖北台1-12-17	398.55	2F	
95	湖北地区文化財収蔵庫	我孫子市中里80	178.8	2F	文化・スポーツ課

別紙２ 「自家用電気工作物に関する事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	所在地	設備容量	摘要
6	布佐行政サービスセンター	我孫子市布佐2730番地の1	155kVA	月1回点検
14	近隣センターこもれび	我孫子市東我孫子1-41-33	105kVA	月1回点検
15	湖北台近隣センター	我孫子市湖北台8-2-1	80kVA	隔月点検
16	新木近隣センター	我孫子市新木1500	80kVA	隔月点検
18	近隣センターふさの風	我孫子市布佐2972-1	150kVA	月1回点検
37	我孫子第一小学校	我孫子市寿1丁目22番10号	200kVA	月1回点検
38	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸610番地	200kVA	月1回点検
39	我孫子第三小学校	我孫子市柴崎台3丁目3番1号	300kVA	月1回点検
40	我孫子第四小学校	我孫子市白山3丁目2番1号	150kVA	月1回点検
41	高野山小学校	我孫子市高野山198番地	150kVA	月1回点検
42	根戸小学校	我孫子市つくし野4丁目17番1号	300kVA	月1回点検
43	並木小学校	我孫子市つくし野7丁目30番1号	225kVA	月1回点検
44	湖北小学校	我孫子市中里95番地	300kVA	月1回点検
45	布佐小学校	我孫子市布佐1217番地	200kVA	月1回点検
46	湖北台西小学校	我孫子市湖北台8丁目17番1号	175kVA	月1回点検
47	湖北台東小学校	我孫子市湖北台4丁目3番1号	175kVA	月1回点検
48	新木小学校	我孫子市新木1460番地	250kVA	月1回点検
49	布佐南小学校	布佐平和台5丁目1番1号	150kVA	月1回点検
50	我孫子中学校	我孫子市高野山537番地	275kVA	月1回点検
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	300kVA	月1回点検
52	布佐中学校	我孫子市布佐1301番地	200kVA	月1回点検
53	湖北台中学校	我孫子市湖北台6丁目9番1号	225kVA	月1回点検
54	久寺家中学校	我孫子市つくし野171番地	300kVA	月1回点検
55	白山中学校	我孫子市白山3丁目7番3号	300kVA	月1回点検
58	障害者福祉センター	我孫子市新木1637番地	400kVA	月1回点検
60	寿保育園	我孫子市寿1丁目13番11号	175kVA	月1回点検
89	鳥の博物館	我孫子市高野山234番地の3	225kVA	月1回点検
91	図書館布佐分館	我孫子市新々田109番1	130kVA	月1回点検
93	保健センター	我孫子市湖北台1丁目12番16号	150kVA	月1回点検
94	休日診療所	我孫子市湖北台1丁目12番17号	保健センターに含む	月1回点検

別紙3 「空調設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	設備機器名	摘要	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
				2027年3月まで	2028年3月まで	2029年3月まで	2030年3月まで	2031年3月まで
8	根戸近隣センター	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2024.6まで			②		①
		全熱交換機		○	○	○	○	○
9	久寺家近隣センター	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		全熱交換機		○	○	○	○	○
10	我孫子北近隣センター 並木本館	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		全熱交換器		○	○	○	○	○
		エアークリナー清掃（追加分）		○	○	○	○	○
11	我孫子北近隣センター つくし野館	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
13	天王台北近隣センター	全熱交換器		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		エアークリナー清掃		○	○	○	○	○
		全熱交換器		○	○	○	○	○
14	近隣センターこもれび	ガスヒートポンプエアコン	別途リースにて					
		ガスヒートポンプエアコン	別途リースにて					
15	湖北台近隣センター	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2025.11まで	①			②	
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2025.11まで	①			②	
16	新木近隣センター	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2024.12まで			②		①
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2024.12まで			②		①
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2024.12まで			②		①
17	布佐南近隣センター	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2028.12まで	○	○		①	
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		全熱交換器		○	○	○	○	○
18	近隣センターふさの風	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		①	○	○	①	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		全熱交換器		○	○	○	○	○
37	我孫子第一小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
38	我孫子第二小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
39	我孫子第三小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
40	我孫子第四小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
		ガスヒートポンプエアコン					④	
		ガスヒートポンプエアコン					④	
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○

管理 番号	事業場の名称	設備機器名	摘要	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
				2027年3月まで	2028年3月まで	2029年3月まで	2030年3月まで	2031年3月まで
41	高野山小学校	ガスヒートポンプエアコン			①			②
		ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
42	根戸小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
43	並木小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
44	湖北小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン		④				
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
45	布佐小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
46	湖北台西小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
47	湖北台東小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
48	新木小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
49	布佐南小学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン			①			②
50	我孫子中学校	ガスヒートポンプエアコン		①			②	
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年4月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年4月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
51	湖北中学校	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
		ガスヒートポンプエアコン						
52	布佐中学校	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
		ガスヒートポンプエアコン						
53	湖北台中学校	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
54	久寺家中学校	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
55	白山中学校	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
		ガスヒートポンプエアコン		②		①		
56	根戸福祉センター	ガスヒートポンプエアコン	別途リースにて					
		ガスヒートポンプエアコン	別途リースにて					
		ガスヒートポンプエアコン	別途リースにて					
57	あらき園	ガスヒートポンプエアコン			②			①
		ガスヒートポンプエアコン			②			①
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	①	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	①	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン	2022年度から	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2021.8まで	③			④	
	あらき園（分館）	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2021.1まで	②		①		
58	障害者福祉センター	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2021.11まで	②		①		
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2021.11まで	②		①		
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2030.11まで	○	○	○		①
59	こども発達センター （本館）	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2029.2まで	○	○		①	
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2029.2まで	○	○		①	
	こども発達センター （別館）	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2021.1まで	②			①	
60	寿保育園	ガスヒートポンプエアコン		①	③	③	②	③
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035.4まで	○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
61	湖北台保育園 令和4年7月から	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナン ス2035.6まで	○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		全熱交換器		○	○	○	○	○

管理 番号	事業場の名称	設備機器名	摘要	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
				2027年3月まで	2028年3月まで	2029年3月まで	2030年3月まで	2031年3月まで
62	つくし野保育園	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン		④	③	③	③	③
		ガスヒートポンプエアコン		④	③	③	③	③
63	一小学童保育室	ガスヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
64	二小学童保育室	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2037.3まで	○	○	○	○	○
66	四小学童保育室第一・第二	ガスヒートポンプエアコン		③	③	③	③	③
		ガスヒートポンプエアコン		③	③	③	③	③
		ガスヒートポンプエアコン		③	①	③	③	②
67	高野山小学童保育室第一・第二	ガスヒートポンプエアコン		③	③	③	③	③
		ガスヒートポンプエアコン		③	③	③	③	③
		ガスヒートポンプエアコン		③	①	③	③	②
68	根戸小学童保育室第二・第三	ガスヒートポンプエアコン		①	③	③	②	③
69	並木小学童保育室	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2034年12月	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2034年12月	○	○	○	○	○
70	湖北小学童保育室 (湖北小あびっ子クラブ)	ガスヒートポンプエアコン		①	③	③	②	③
71	湖北台西小学童保育室	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2034年12月	○	○	○	○	○
72	湖北台東小学童保育室	ガスヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
73	新木小学童保育室	ガスヒートポンプエアコン		①	③	③	②	③
74	布佐小学童保育室	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2034年12月	○	○	○	○	○
75	布佐南小学童保育室	ガスヒートポンプエアコン		③	④	③	③	③
76	一小あびっ子クラブ	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
78	三小あびっ子クラブ	ガスヒートポンプエアコン		①	③	③	②	③
82	並木小あびっ子クラブ	ガスヒートポンプエアコン		③	④	③	③	③
83	湖北台西小あびっ子クラブ	ガスヒートポンプエアコン		③	③	④	③	③
84	湖北台東小あびっ子クラブ	ガスヒートポンプエアコン		③	③	④	③	③
85	布佐南小あびっ子クラブ	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
87	新木小あびっ子クラブ	ガスヒートポンプエアコン		③	①	③	③	②
89	鳥の博物館	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○
90	図書館湖北台分館	空冷ヒートポンプエアコン		○	○	○	○	○
91	図書館布佐分館	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2021.12まで		②		①	
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2021.12まで		③		④	
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2021.12まで		②		①	
93	保健センター	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2028.2まで	○				
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2028.2まで	○				
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2028.2まで	○				
94	休日診療所	ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2035年6月まで	○	○	○	○	○
		ガスヒートポンプエアコン	フルメンテナンス 2035年6月まで	○	○	○	○	○
		全熱交換器		○	○	○	○	○

備考：ガスヒートポンプエアコンについて

備考：空冷ヒートポンプエアコンについて

○：フルメンテナンス

○：通常点検

①：部品交換点検＋フロン点検

①：通常点検＋フロン点検

②：簡易点検＋フロン点検

③：簡易点検のみ

④：部品交換点検のみ

別紙４ 「エレベーター・エスカレーターに関する事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	所在地	設備機器	メーカー	機器仕様	台数	点検仕様	定期検査	製造年月日
10	我孫子北近隣センター 並木本館	我孫子市並木5丁目4番6号	エレベーター	日立	日立 型式：UAP-13-CO45 2stops 付加仕様：地震、停電、火災、音声案内、遮煙ドア（2階床）、液晶表示、マルチビームドアセンサー、ゲアフルセンサー、ドアシグナルセンサー	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2010年8月
14	近隣センターこもれび	我孫子市東我孫子1丁目41番33号	エレベーター	日立	日立 型式：UAP-13-CO45 2stops 付加仕様：地震、停電、音声案内	1台	メーカーPOG	建築基準法	2005年3月
15	湖北台近隣センター	我孫子市湖北台8丁目2番1号	エレベーター	三菱	三菱油圧 HEA-B 乗用900kg 45m/min 2stops 付加仕様：なし	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	1998年3月
16	新木近隣センター	我孫子市新木1500番地	エレベーター	三菱	三菱油圧 HEA-YB 乗用750kg 45m/min 2stops 付加仕様：地震	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	1994年3月
18	近隣センターふさの風	我孫子市布佐2972番地1	エレベーター	三菱	三菱 VFGLB-J 乗用900kg 45m/min 2stops 付加仕様：地震、停電、火災、戸開走行保護装置付、防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2008年9月
20	我孫子駅北口EV・ ESC施設	我孫子市本町2丁目1番1号	エレベーター	日立	日立 型式：UAP-11-CO45 2stops 付加仕様：地震、停電、音声案内、監視盤、防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2004年2月
			エスカレーター	日立	日立 型式：1200EX-SP-S 1200型 付加仕様：ステップ清掃機	2台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2004年2月
21	我孫子駅南口EV・ ESC施設	我孫子市本町2丁目1番1号	エレベーター	日立	日立 型式：UA1P-11-CO45, 2stops 付加仕様：地震、停電、音声案内、監視盤、防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2000年3月
			エスカレーター	日立	日立 型式：1200EX-P, 1200型 付加仕様：ステップ清掃機、監視盤	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2000年3月
22	湖北駅北口自由通路	我孫子市中里324番地	エレベーター	三菱	三菱 VFGLB-J 乗用750kg 45m/min 2stops 付加仕様：地震、停電、防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2008年3月
			エスカレーター	東芝	東芝 型式：N10型TAPN5265 1200型 付加仕様：自動運転停止装置、屋外型、※防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2008年4月
23	湖北駅南口自由通路	我孫子市中里324番地	エレベーター	三菱	三菱 VFFL 乗用750kg 45m/min 2stops 付加仕様：地震、停電、※防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2001年3月
			エスカレーター	三菱	三菱 型式：AP-J1200型 30m/min、※防犯カメラ ※は南口自由通路のカメラ点検に含む	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2001年3月
24	天王台駅北口EV・ ESC施設	我孫子市柴崎台1丁目11番1号	エレベーター	日立	日立 型式：UA01P-11-CO45, 2stops 付加仕様：地震、停電、音声案内、火災、防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2001年12月
			エスカレーター	日立	日立 型式：1200EX-SP-S, 1200型 付加仕様：ステップ清掃機、音声案内	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2001年12月
25	天王台駅南口EV・ ESC施設	我孫子市柴崎台1丁目11番1号	エレベーター	日立	日立 型式：UA01P-11-CO45, 2stops 付加仕様：地震、停電、音声案内、火災、防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2002年12月
			エスカレーター	日立	日立 型式：1200EX-SP-S, 1200型 付加仕様：ステップ清掃機、監視盤	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2002年12月
26	布佐駅東口自由通路	我孫子市布佐平和2812番地	エレベーター	三菱	三菱 VFFL 乗用750kg 45m/min 2stops 付加仕様：地震、停電、火災、防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2006年3月
			エスカレーター	三菱	三菱 型式：AP-J1200型 30m/min	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2006年3月
27	布佐駅南口自由通路	我孫子市布佐平和2812番地	エレベーター	三菱	三菱 VFGL-A 乗用750kg 45m/min 2stops 付加仕様：地震、停電、火災（三菱特注型）、防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2005年3月
			エスカレーター	三菱	三菱 型式：AP-J800型 30m/min	2台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2005年3月
28	新木駅北口自由通路	我孫子市新木1番地1号	エレベーター	三菱	三菱 型番：VFGLB-JB、 乗用750kg 45m/min 2stops 防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2016年9月
			エスカレーター	三菱	三菱 型番：ES10VRPV 30m/min	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2016年8月
29	新木駅南口自由通路	我孫子市南新木1丁目1番	エレベーター	三菱	三菱 型番：VFGLB-JB、 乗用750kg 45m/min 2stops 防犯カメラ	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2016年4月
			エスカレーター	三菱	三菱 型番：ES10VRPV 30m/min	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2015年11月

別紙4 「エレベーター・エスカレーターに関する事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	所在地	設備機器	メーカー	機器仕様	台数	点検仕様	定期検査	製造年月日
56	根戸福祉センター	我孫子市つくし野4丁目17番1号	エレベーター	東芝	ロープ式エレベーター 乗用 11人 750kg 45m/min 2停止	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	
59	こども発達センター (本館)	我孫子市新木1637番地	エレベーター	フジテック	ロープ式エレベーター 乗用9人 600kg 45m/min 2停止	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	
89	鳥の博物館	我孫子市高野山234番地の3	エレベーター	SEC	ロープ式エレベーター 乗用 11人 750kg 60m/min 3停止	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2024年12月
91	図書館布佐分館	我孫子市新々田109番1	エレベーター	三菱	KE-PFM(AXIEZ) 乗用(兼用車椅子)750kg 11人 45m/min 2stops	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2024年2月
93	保健センター	我孫子市湖北台1丁目12番16	エレベーター	東芝	ロープ式エレベーター 乗用 11人 750kg 45m/min	1台	メーカー フルメンテナ ンス	建築基準法	2015年2月

共通仕様：月1回現地点検、故障対応（24時間出動体制）、遠隔監視（異常監視、直接通話サービス）

別紙5 「小荷物専用昇降機に関する事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	所在地	メーカー	機器仕様	台数	点検回数	契約仕様	定期検査	摘要
37	我孫子第一小学校	我孫子市寿1丁目22番10号	太盛輸送機	ロープ式、積載量：200kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
38	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸610番地	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
39	我孫子第三小学校	我孫子市柴崎台3丁目3番1号	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：200kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
			菱電エレベータ施設	ロープ式、積載量：200kg、3停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
			RYODENリフト	ロープ式、積載量：500kg、3停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
40	我孫子第四小学校	我孫子市白山3丁目2番1号	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：200kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
			クマリフト	ロープ式、積載量：200kg、3停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
41	高野山小学校	我孫子市高野山198番地	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：200kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
42	根戸小学校	我孫子市つくし野4丁目17番1号	東宝工機	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
			柏エレベータ工業	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
43	並木小学校	我孫子市つくし野7丁目30番1号	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：200kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
44	湖北小学校	我孫子市中里95番地	クマリフト	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
45	布佐小学校	我孫子市布佐1217番地	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
46	湖北台西小学校	我孫子市湖北台8丁目17番1号	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：300kg、3停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
47	湖北台東小学校	我孫子市湖北台4丁目3番1号	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
48	新木小学校	我孫子市新木1460番地	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：200kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
49	布佐南小学校	布佐平和台5丁目1番1号	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：400kg、3停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
50	我孫子中学校	我孫子市高野山537番地	柏エレベータ工業	ロープ式、積載量：500kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	柏エレベータ工業	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
52	布佐中学校	我孫子市布佐1301番地	柏エレベータ工業	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
53	湖北台中学校	我孫子市湖北台6丁目9番1号	中央エレベーター工業	ロープ式、積載量：300kg、3停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
			柏エレベータ工業	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
54	久寺家中学校	我孫子市つくし野171番地	柏エレベータ工業	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
55	白山中学校	我孫子市白山3丁目7番3号	菱電エレベータ施設	ロープ式、積載量：300kg、4停止	1台	11回/年	POG	建築基準法	8月を除く毎月
60	寿保育園	我孫子市寿1丁目13番11号	マイクロエレベーター	テーブル型、容量：0.75kw、積載量：100kg、 かご扉あり	1台	4回/年	POG	建築基準法	6,9,12,3月
62	つくし野保育園	我孫子市つくし野4丁目17番2号	マイクロエレベーター	テーブル型、容量：0.75kw、積載量：100kg、 かご扉あり	1台	4回/年	POG	建築基準法	6,9,12,3月
90	図書館湖北台分館	我孫子市湖北台9丁目3番6号	中央エレベーター工業	ロープ式 容量：0.75kw、積載量：50kg	1台	12回/年	POG	建築基準法	毎月

別紙6 「消防用設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備			防火・防排煙設備								屋内消火栓設備			誘導灯		避難器具			連結送水管	非常放送設備	非常警報器具	消火器	
			受信機	分布型	スポット		発信機	ベル	表示灯	煙感知器	検知器	スピーカー	表示灯	操作盤	防火扉	シャッター	ダンパー	手動開閉	たれ壁	煙感知器	熱感知器	ポンプ	操作盤	消火栓	誘導標識	誘導灯	2階	3階					4階
					差動式	定温式																											
5	新木行政サービスセンター	我孫子市南新木1丁目1番地の1	1	—	11	1	1	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2	
6	布佐行政サービスセンター	我孫子市布佐2730番地の1	1	—	13	5	3	3	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	1式	—	1式	11	
8	根戸近隣センター	我孫子市根戸573ー5	1	—	30	5	2	2	—	4	4	4	4	1	—	—	—	1	1	2	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	1式	5	
9	久寺家近隣センター	我孫子市久寺家686ー5	1	—	13	3	2	2	—	5	2	2	2	1	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	2	
10	我孫子北近隣センター並木本館	我孫子市並木5丁目4番6号	1	—	10	1	2	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	1式	4	
13	天王台北近隣センター	我孫子市柴崎台2丁目15番8号	1	—	21	8	2	3	—	2	—	—	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	1式	6	
14	近隣センターこもれび	我孫子市東我孫子1丁目41番33号	1	—	28	11	2	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	1	—	—	—	—	—	1式	8	
15	湖北台近隣センター	我孫子市湖北台8丁目2番1号	1	—	39	8	4	—	—	8	4	—	3	1	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	1式	7	
16	新木近隣センター	我孫子市新木1500番地	1	—	29	5	3	3	—	7	4	—	4	1	—	—	—	—	3	2	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	1式	6	
17	布佐南近隣センター	我孫子市布佐平和台4丁目1番30号	1	—	48	6	2	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	1式	6	
18	近隣センターふさの風	我孫子市布佐2972番地1	1	—	11	8	3	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	1	—	—	—	—	—	1式	8	
19	湖北台市民センター	我孫子市湖北台3丁目1番1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	1式	2	
20	我孫子駅北口EV・ESC施設	我孫子市本町2丁目1番1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	4	—	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
21	我孫子駅南口EV・ESC施設	我孫子市本町2丁目1番1号																															
22	湖北駅北口自由通路	我孫子市中里324番地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
23	湖北駅南口自由通路	我孫子市中里324番地																															
24	天王台駅北口EV・ESC施設	我孫子市柴崎台1丁目11番1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	3	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
25	天王台駅南口EV・ESC施設	我孫子市柴崎台1丁目11番1号																															
26	布佐駅東駅自由通路	我孫子市布佐平和2812番地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
27	布佐駅南口自由通路	我孫子市布佐平和2812番地																															
28	新木駅北口自由通路	我孫子市新木1番地1号	1	—	6	3	2	2	2	7	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4		
29	新木駅南口自由通路	我孫子市南新木1丁目1番																															
30	栄団地	我孫子市栄9番地17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	4	—	—	—	11		

別紙6 「消防用設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	自動火災報知設備								ガス漏れ火災警報設備			防火・防排煙設備								屋内消火栓設備			誘導灯		避難器具			連結送水管	非常放送設備	非常警報器具	消火器
			受信機	分布型	スポット		発信機	ベル	表示灯	煙感知器	検知器	スピーカ	表示灯	操作盤	防火扉	シャッター	ダンパー	手動開閉	たれ壁	煙感知器	熱感知器	ポンプ	操作盤	消火栓	誘導標識	誘導灯	2階	3階	4階				
					差動式	定温式																											
31	小暮団地	我孫子市高野山537番地1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
32	東我孫子A団地	我孫子市東我孫子1丁目9番17号18号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	12
33	東我孫子B団地	我孫子市東我孫子1丁目31番1号2号3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	18	
34	根古屋団地	我孫子市中峠2998番地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	8	—	—	—	—	—	29	
35	日秀団地	我孫子市日秀132番地1・2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	
36	北原団地	我孫子市新木野2丁目3番9号	1		115	36	36	—	—	—	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	
37	我孫子第一小学校	我孫子市寿1丁目22番10号	1	5	120	10	19	19	—	9	—	—	—	1	7	6	3	—	—	—	—	1	1	19	16	20	—	—	—	1式	1式	—	48
38	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸610番地	1	5	80	6	13	13	—	9	—	—	—	1	3	7	—	3	—	13	—	1	1	13	7	34	—	2	1	1式	1式	—	39
39	我孫子第三小学校	我孫子市柴崎台3丁目3番1号	1	5	100	17	26	26	—	6	—	—	—	1	9	7	3	—	—	14	—	1	1	16	4	47	—	—	—	1式	1式	—	49
40	我孫子第四小学校	我孫子市白山3丁目2番1号	1	5	93	14	19	19	—	9	—	—	—	1	24	7	8	—	—	26	—	1	1	17	—	22	—	2	1	1式	1式	—	46
41	高野山小学校	我孫子市高野山198番地	1	5	102	14	15	15	—	6	—	—	—	1	4	4	—	—	—	9	—	1	1	13	2	28	—	—	—	1式	1式	—	41
42	根戸小学校	我孫子市つくし野4丁目17番1号	1	5	190	27	28	28	—	23	—	—	—	1	37	6	—	—	—	32	—	1	1	28	30	10	—	1	1	1式	1式	—	51
43	並木小学校	我孫子市つくし野7丁目30番1号	1	7	118	17	20	20	—	11	—	—	—	1	24	3	—	3	—	21	2	1	1	20	3	34	—	3	2	1式	1式	—	40
44	湖北小学校	我孫子市中里95番地	1	9	96	14	12	12	—	7	—	—	—	1	—	8	—	8	—	9	—	1	1	12	32	4	—	2	2	1式	1式	1式	40
45	布佐小学校	我孫子市布佐1217番地	2	4	130	11	13	15	—	8	—	—	—	2	3	4	—	—	—	7	—	1	1	11	57	6	—	—	—	1式	1式	1式	32
46	湖北台西小学校	我孫子市湖北台8丁目17番1号	1	5	127	10	14	16	—	9	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	1	1	14	47	11	—	—	—	—	1式	—	38
47	湖北台東小学校	我孫子市湖北台4丁目3番1号	1	5	153	8	17	17	—	9	—	—	—	1	2	12	—	—	—	14	—	1	1	16	31	12	—	1	1	1式	1式	—	39
48	新木小学校	我孫子市新木1460番地	1	6	79	11	13	13	—	12	—	—	—	1	—	11	—	11	—	11	—	1	1	13	—	33	—	3	2	1式	1式	1式	36
49	布佐南小学校	布佐平和台5丁目1番1号	1	7	76	18	14	14	—	6	—	—	—	1	12	1	—	1	—	8	1	1	1	14	—	30	—	2	—	—	1式	—	40
50	我孫子中学校	我孫子市高野山537番地	1	14	156	18	22	22	—	10	—	—	—	1	20	3	—	3	—	16	6	1	1	21	55	14	—	1	1	—	1式	1式	54
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	1	9	128	17	19	18	—	8	—	—	—	1	10	4	—	3	—	10	4	1	1	18	17	5	—	—	—	1式	1式	—	36
52	布佐中学校	我孫子市布佐1301番地	1	7	147	19	15	15	—	12	—	—	—	1	16	—	—	—	—	11	—	1	1	18	39	14	—	2	2	—	1式	—	47

別紙6 「消防用設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	自動火災報知設備								ガス漏れ火災警報設備			防火・防排煙設備								屋内消火栓設備			誘導灯		避難器具			連結送水管	非常放送設備	非常警報器具	消火器
			受信機	分布型	スポット		発信機	ベル	表示灯	煙感知器	検知器	スピーカー	表示灯	操作盤	防火扉	シャッター	ダンパー	手動開閉	たれ壁	煙感知器	熱感知器	ポンプ	操作盤	消火栓	誘導標識	誘導灯	2階	3階	4階				
					差動式	定温式																											
53	湖北台中学校	我孫子市湖北台6丁目9番1号	1	6	188	14	20	20	—	11	—	—	—	1	32	—	—	—	—	22	—	1	1	19	40	10	—	1	1	—	1式	—	41
54	久寺家中学校	我孫子市つくし野171番地	2	4	125	11	16	16	—	11	—	—	—	1	20	3	—	3	—	16	3	2	2	14	49	4	—	1	1	—	1式	2式	44
55	白山中学校	我孫子市白山3丁目7番3号	1	16	168	25	26	26	—	9	—	—	—	1	4	13	—	13	—	18	2	1	1	19	53	9	—	1	1	—	1式	—	38

[illegible]

別紙6 「消防用設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	自動火災報知設備										ガス漏れ火災警報設備			防火・防排煙設備								ハロゲン化物消火設備							屋内消火栓設備			誘導灯		避難器具	パッケージ 型 消火設備	非常放送 設備	非常警報 器具	消火器	
			受信 機	分布 型	スポット		煙 感 知 器	発 信 機	ヘル プ	常 用 電 源	予 備 電 源	表 示 灯	検 知 器	スピー カー	表 示 灯	操 作 盤	防 火 扉	シャ ッター	ダン パー	手 動 開 閉	た れ 壁	煙 感 知 器	熱 感 知 器	消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器	選 択 弁	手 動 起 動 装 置	制 御 盤	スピー カー	放 出 表 示 灯	噴 射 ヘ ッド	非 常 電 源	ポン プ	操 作 盤	消 火 栓	誘 導 標 識						誘 導 灯
					差 動 式	定 温 式																																			
65	三小学童保育室	我孫子市柴崎台3丁目7番31号	1	2	9	2		1																											5				4		
66	四小学童保育室第一・第二	我孫子市白山3丁目2番1号 (我孫子第四小学校敷地内)																																	4				2	2	
67	高野山小学童保育室第一・第二	我孫子市高野山198番地 (高野山小学校敷地内)																																	4				2	2	
68	根戸小学童保育室第二・第三	我孫子市つくし野4丁目17番1号 (根戸小学校敷地内)																																		4				1	2
73	新木小学童保育室	我孫子市新木1460番地 (新木小学校敷地内)																																					1	2	
87	新木小あびっ子クラブ	我孫子市新木1460番地 (新木小学校敷地内)																																		1				1	1
89	鳥の博物館	我孫子市高野山234番地の3	1		24	3	18	3	5			3				1	3					3		1	1	1	1	1	2	1	1					21	1		1式		14
91	図書館布佐分館	我孫子市新々田109番地1	1		14	9	9	2	4		1	2																								10				10	
92	ふさ復興会館	我孫子市郡13ー2ほか						1		1	1	1																								1				1	
93	保健センター	我孫子市湖北台1丁目2番16号	1		24	16	5	4	4	1	1	4				1		3	7	3		30															11				12
94	休日診療所	我孫子市湖北台1丁目12番17号	1		26	1	2	2	2	1	1	2																									3				2

別紙７ 「浄化槽設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	点検頻度	機器仕様	台数	汚泥処理量
9	久寺家近隣センター	我孫子市久寺家686番5号	1回/月	分離接触ばっ気（36人槽）	1基	8m ³
16	新木近隣センター	我孫子市新木1500番地	1回/月	分離接触ばっ気（80人槽）	1基	16m ³
38	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸610番地	1回/週	長時間ばっ気方式（450人槽 86m ³ /日）	1基	20m ³
43	並木小学校	我孫子市つくし野7丁目30番1号	1回/週	長時間ばっ気方式（420人槽 105m ³ /日）	1基	20m ³
44	湖北小学校	我孫子市中里95番地	1回/週	長時間ばっ気方式（500人槽）	1基	20m ³
48	新木小学校	我孫子市新木1460番地	1回/週	長時間ばっ気方式（430人槽 106m ³ /日）	1基	20m ³
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	1回/週	接触ばっ気方式（465人槽 73m ³ /日）	1基	20m ³

別紙8 「グリストラップ清掃に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	頻度	設置場所	容量	数量	摘要
37	我孫子第一小学校	我孫子市寿1丁目22番10号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
38	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸610番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
39	我孫子第三小学校	我孫子市柴崎台3丁目3番1号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
40	我孫子第四小学校	我孫子市白山3丁目2番1号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
41	高野山小学校	我孫子市高野山198番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
42	根戸小学校	我孫子市つくし野4丁目17番1号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
43	並木小学校	我孫子市つくし野7丁目30番1号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
44	湖北小学校	我孫子市中里95番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
45	布佐小学校	我孫子市布佐1217番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
46	湖北台西小学校	我孫子市湖北台8丁目17番1号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
47	湖北台東小学校	我孫子市湖北台4丁目3番1号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
48	新木小学校	我孫子市新木1460番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
49	布佐南小学校	布佐平和台5丁目1番1号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
50	我孫子中学校	我孫子市高野山537番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
52	布佐中学校	我孫子市布佐1301番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
53	湖北台中学校	我孫子市湖北台6丁目9番1号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)
54	久寺家中学校	我孫子市つくし野171番地	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月) ポンプ室清掃もあわせて年4回実施する
55	白山中学校	我孫子市白山3丁目7番3号	4回/年	学校給食室	—	1式	(7月、10月、12月、3月)

別紙９ 「排水管清掃に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	頻度	設置場所	対応メートル数	摘要
37	我孫子第一小学校	我孫子市寿1丁目22番10号	1回/年	学校給食施設	8m程度	
38	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸610番地	1回/年	学校給食施設	18m程度	
39	我孫子第三小学校	我孫子市柴崎台3丁目3番1号	1回/年	学校給食施設	22m程度	
40	我孫子第四小学校	我孫子市白山3丁目2番1号	1回/年	学校給食施設	6m程度	
41	高野山小学校	我孫子市高野山198番地	1回/年	学校給食施設	16.5m程度	
42	根戸小学校	我孫子市つくし野4丁目17番1号	1回/年	学校給食施設	73m程度	
43	並木小学校	我孫子市つくし野7丁目30番1号	1回/年	学校給食施設	41m程度	
44	湖北小学校	我孫子市中里95番地	1回/年	学校給食施設	14.5m程度	
45	布佐小学校	我孫子市布佐1217番地	1回/年	学校給食施設	34m程度	
46	湖北台西小学校	我孫子市湖北台8丁目17番1号	1回/年	学校給食施設	7.0m程度	
47	湖北台東小学校	我孫子市湖北台4丁目3番1号	1回/年	学校給食施設	10m程度	
48	新木小学校	我孫子市新木1460番地	1回/年	学校給食施設	43m程度	
49	布佐南小学校	布佐平和台5丁目1番1号	1回/年	学校給食施設	30m程度	
50	我孫子中学校	我孫子市高野山537番地	1回/年	学校給食施設	121m程度	
					インバート桧 7箇所	
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	1回/年	学校給食施設	45m程度	
52	布佐中学校	我孫子市布佐1301番地	1回/年	学校給食施設	45m程度	
53	湖北台中学校	我孫子市湖北台6丁目9番1号	1回/年	学校給食施設	40m程度	
54	久寺家中学校	我孫子市つくし野171番地	1回/年	学校給食施設	110m程度	
55	白山中学校	我孫子市白山3丁目7番3号	1回/年	学校給食施設	64m程度	

別紙１０ 「受水槽清掃に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	頻度	機器仕様	容量	数量	水質検査 (１項目)	摘要
６	布佐行政サービスセンター	我孫子市布佐２７３０番地の１	１回/年	受水槽	３㎡	１基	１検体	
			１回/年	受水槽	２.２５㎡	１基		
３０	栄団地	我孫子市栄９番地１７	１回/年	受水槽	５㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	１.５㎡	１基		
３１	小暮団地	我孫子市高野山５３７番地１	１回/年	受水槽	４５㎡	１基２槽	１検体	
３２	東我孫子Ａ団地	我孫子市東我孫子１丁目９番１７号１８号	１回/年	受水槽	１１㎡	１基	１検体	
３３	東我孫子Ｂ団地	我孫子市東我孫子１丁目３１番１号２号３号	１回/年	受水槽	１５㎡	１基	１検体	
３４	根古屋団地	我孫子市中峠２９９８番地	１回/年	受水槽	３０㎡	１基２槽	１検体	
３５	日秀団地	我孫子市日秀１３２番地１・２	１回/年	受水槽	２０㎡	１基２槽	１検体	
３６	北原団地	我孫子市新木野２丁目３番９号	１回/年	受水槽	２０㎡	１基２槽	１検体	
３７	我孫子第一小学校	我孫子市寿１丁目２２番１０号	１回/年	受水槽	１６㎡	１基	２検体	
			１回/年	高架水槽	４㎡	１基		
			１回/年	高架水槽	２㎡	１基		
３８	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸６１０番地	１回/年	受水槽	１１㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	５㎡	１基		
３９	我孫子第三小学校	我孫子市柴崎台３丁目３番１号	１回/年	受水槽	２６㎡	１基	２検体	
			１回/年	高架水槽	８㎡	１基		
			１回/年	高架水槽	６㎡	１基		
４０	我孫子第四小学校	我孫子市白山３丁目２番１号	１回/年	受水槽	３０㎡	１基	２検体	
			１回/年	高架水槽	８㎡	１基		
			１回/年	高架水槽	６㎡	１基		
４１	高野山小学校	我孫子市高野山１９８番地	１回/年	受水槽	３７.５㎡	１基２槽	２検体	
			１回/年	高架水槽	５㎡	１基		
４２	根戸小学校	我孫子市つくし野４丁目１７番１号	１回/年	受水槽	３２㎡	１基２槽	１検体	
			１回/年	高架水槽	１２㎡	１基		
４３	並木小学校	我孫子市つくし野７丁目３０番１号	１回/年	受水槽	３５㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	１６.５㎡	１基		
４４	湖北小学校	我孫子市中里９５番地	１回/年	受水槽	１８㎡	１基	２検体	
			１回/年	高架水槽	４.５㎡	１基		
４５	布佐小学校	我孫子市布佐１２１７番地	１回/年	受水槽	１７㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	８㎡	１基		
４６	湖北台西小学校	我孫子市湖北台８丁目１７番１号	１回/年	受水槽	１１㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	６㎡	１基		
４７	湖北台東小学校	我孫子市湖北台４丁目３番１号	１回/年	受水槽	１６㎡	１基	１検体	
４８	新木小学校	我孫子市新木１４６０番地	１回/年	受水槽	４５㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	１６㎡	１基		
４９	布佐南小学校	布佐平和台５丁目１番１号	１回/年	受水槽	４０㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	３.０㎡	１基		
５０	我孫子中学校	我孫子市高野山５３７番地	１回/年	受水槽	３７.５㎡	１基２槽	１検体	
			１回/年	高架水槽	６.７５㎡	１基		
５１	湖北中学校	我孫子市古戸３００番地	１回/年	受水槽	１７㎡	１基２槽	１検体	
５２	布佐中学校	我孫子市布佐１３０１番地	１回/年	受水槽	２６.３㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	８㎡	１基		
５３	湖北台中学校	我孫子市湖北台６丁目９番１号	１回/年	受水槽	１５㎡	１基	１検体	
			１回/年	高架水槽	６㎡	１基		
５４	久寺家中学校	我孫子市つくし野１７１番地	１回/年	受水槽	１８.７㎡	１基２槽	１検体	
			１回/年	高架水槽	１２㎡	１基		
５５	白山中学校	我孫子市白山３丁目７番３号	１回/年	受水槽	３１㎡	１基２槽	１検体	
			１回/年	高架水槽	１０.７㎡	１基		
６０	寿保育園	我孫子市寿１丁目１３番１１号	１回/年	受水槽	３㎡	１基	１検体	
				高架水槽	１㎡	１基		
９３	保健センター	我孫子市湖北台１丁目１２番１６号	１回/年	受水槽	１６㎡	１基	１検体	
				高架水槽	５㎡	１基		

別紙 1 1 「自動ドア設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	メーカー	点検頻度	点検仕様	台数	摘要
2	天王台行政サービスセンター	我孫子市柴崎台1丁目10番15号	ミリオン	4回/年	レギュラーメンテナンス	1台	
5	新木行政サービスセンター	我孫子市南新木1丁目1番地の1	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	4台	
6	布佐行政サービスセンター	我孫子市布佐2730番地の1	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	1台	
8	根戸近隣センター	我孫子市根戸573-5	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	2台	
9	久寺家近隣センター	我孫子市久寺家686-5	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	3台	
10	我孫子北近隣センター並木本館	我孫子市並木5丁目4番6号	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	2台	
13	天王台北近隣センター	我孫子市柴崎台2丁目15番8号	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	2台	
14	近隣センターこもれび	我孫子市東我孫子1丁目41番33号	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	2台	
15	湖北台近隣センター	我孫子市湖北台8丁目2番1号	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	6台	
16	新木近隣センター	我孫子市新木1500番地	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	3台	
17	布佐南近隣センター	我孫子市布佐平和台4丁目1番30号	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	1台	
18	近隣センターふさの風	我孫子市布佐2972番地1	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	2台	
57	あらき園	我孫子市新木1637番地	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	1台	
58	障害者福祉センター	我孫子市新木1637番地	寺岡	2回/年	レギュラーメンテナンス	3台	
59	こども発達センター（本館）	我孫子市新木1637番地	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	1台	
89	鳥の博物館	我孫子市高野山234番地の3	ナブコ	3回/年	レギュラーメンテナンス	3台	
91	図書館布佐分館	我孫子市新々田109番1	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	2台	
92	ふさ復興会館	我孫子市都13-2ほか	LIXIL	2回/年	レギュラーメンテナンス	1台	
93	保健センター	我孫子市湖北台1丁目12番16号	ナブコ	4回/年	レギュラーメンテナンス	2台	
94	休日診療所	我孫子市湖北台1丁目12番17号	ナブコ	1回/年	レギュラーメンテナンス	2台	

別紙１２ 「プールろ過設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	メーカー	点検頻度	機器仕様	台数	摘要
50	我孫子中学校	我孫子市高野山５３７番地	三協	２回/年	砂ろ過式プールろ過装置	１式	
51	湖北中学校	我孫子市古戸３００番地	三協	２回/年	砂ろ過式プールろ過装置	１式	
52	布佐中学校	我孫子市布佐１３０１番地	三協	２回/年	砂ろ過式プールろ過装置	１式	
53	湖北台中学校	我孫子市湖北台６丁目９番１号	三協	２回/年	砂ろ過式プールろ過装置	１式	
54	久寺家中学校	我孫子市つくし野１７１番地	三協	２回/年	砂ろ過式プールろ過装置	１式	
55	白山中学校	我孫子市白山３丁目７番３号	三協	２回/年	砂ろ過式プールろ過装置	１式	

別紙 13 「給水ポンプユニット設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	メーカー	点検頻度	機器仕様	台数	摘要
29	新木駅南口自由通路	我孫子市南新木1丁目1番	テラル	2回/年	増圧給水ポンプユニット	1台	
30	栄団地	我孫子市栄9番地17	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	1台	
31	小暮団地	我孫子市高野山537番地1	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	2台	
32	東我孫子A団地	我孫子市東我孫子1丁目9番17号18号	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	1台	
33	東我孫子B団地	我孫子市東我孫子1丁目31番1号2号3号	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	1台	
34	根古屋団地	我孫子市中峠2998番地	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	2台	
35	日秀団地	我孫子市日秀132番地1・2	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	2台	
36	北原団地	我孫子市新木野2丁目3番9号	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	1台	
41	高野山小学校	我孫子市高野山198番地	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	3台	
42	根戸小学校	我孫子市つくし野4丁目17番1号	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	1台	増築棟
47	湖北台東小学校	我孫子市湖北台4丁目3番1号	川本	2回/年	加圧給水ポンプユニット	1台	
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	荏原	2回/年	加圧給水ポンプユニット	1台	
89	鳥の博物館	我孫子市高野山234番地の3	テラル	2回/年	増圧給水ポンプユニット	1台	

別紙14 「収納ステージ設備に関する事業所等の明細」

管理 番号	事業場の名称	所在地	メーカー	点検頻度	機器仕様	台数	摘要
8	根戸近隣センター	我孫子市根戸573-5	フジタス工業	1回/年	電動ステージ	1式	
9	久寺家近隣センター	我孫子市久寺家686-5	フジタス工業	1回/年	手動ステージ	1式	
10	我孫子北近隣センター並木本館	我孫子市並木5丁目4番6号	コトブキシーティング	1回/2年	電動ステージ	1式	令和9、1 1年度実施
12	我孫子南近隣センター	我孫子市本町3丁目1番2号 (けやきプラザ8階・9階)	アイチ	1回/年	電動ステージ	1式	
13	天王台北近隣センター	我孫子市柴崎台2丁目15番8号	フジタス工業	1回/年	手動ステージ	1式	
14	近隣センターこもれび	我孫子市東我孫子1丁目41番33号	コトブキシーティング	1回/2年	電動ステージ	1式	令和8、1 0、12年 度実施
15	湖北台近隣センター	我孫子市湖北台8丁目2番1号	フジタス工業	1回/年	電動ステージ	1式	
16	新木近隣センター	我孫子市新木1500番地	コトブキシーティング	1回/年	電動ステージ	1式	

別紙15「特定建築物定期点検に関する事業所等の明細」

管理 番号	基本名所	住所	用途	床面積（㎡）	地上 階数	地下 階数	主構造	竣工年度	摘要	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度		
										特定 建築物	建築 設備	防火 設備	特定 建築物	建築 設備	防火 設備	特定 建築物	建築 設備	防火 設備	特定 建築物	建築 設備	防火 設備			
8	根戸近隣センター	我孫子市根戸573-5	集会場	839.8	2		RC	1990		○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
9	久寺家近隣センター	我孫子市久寺家686-5	集会場	437.74	1		S	1999		○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
10	我孫子北近隣センター並木本館	我孫子市並木5-4-6	集会場	674.5	1		RC	2010			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外
12	天王台北近隣センター	我孫子市柴崎台2-15-8	集会場	751.07	2		RC	1986			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外
13	近隣センターこもれび	我孫子市東我孫子1-41-33	集会場	968.8	2		RC	2004		○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外
14	湖北台近隣センター	我孫子市湖北台8-2-1	集会場	1214.17	2		RC	1997		○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外
15	新木近隣センター	我孫子市新木1500	集会場	913.78	2		RC	1993		○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外
16	布佐南近隣センター	我孫子市布佐平和台4-1-30	集会場	684.86	2		RC	1986			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外
17	近隣センターふさの風	我孫子市布佐2972-1	集会場	930.5	1		S・RC	2008		○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外
18	湖北台市民センター	我孫子市湖北台3-1-1	集会場	294	2		S	1978			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外
30	栄団地	我孫子市栄9-17	市営住宅	1043.76	4		RC	1981		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
31	小暮団地	我孫子市高野山537-1	市営住宅	647.1	2		RC	1991		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				788.8	3		RC	1991		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				1666.57	3		RC	1991		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				1150.7	3		RC	1992		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				1605.71	3		RC	1992		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
32	東我孫子A団地	我孫子市東我孫子1-9-17、18	市営住宅	832.98	3		RC	1985		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				787.56	3		RC	1985		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
33	東我孫子B団地	我孫子市東我孫子1-31-1、2、3	市営住宅	789.34	3		RC	1984		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				1243.38	3		RC	1984		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
34	根古屋団地	我孫子市中峠2998	市営住宅	414.45	3		RC	1984		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				1261.66	3		RC	1989		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				792.78	3		RC	1989		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				795.78	3		RC	1989		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
				792.78	3		RC	1989		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
35	日秀団地	我孫子市日秀132-1、2	市営住宅	1096.4	4		RC	1971		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
36	北原団地	我孫子市新木野2-3-9	市営住宅	747.52	4		RC	1972		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
37	我孫子第一小学校（教室棟）	我孫子市寿1丁目22番10号	学校	254.7	4		RC	1997		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	我孫子第一小学校（屋内運動場）			5,789	4		RC・S	1970	①-1,①-3,①-4,①-5	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
38	我孫子第二小学校（教室棟）	我孫子市下ヶ戸610番地	学校	912	2		S	1978	(21)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
	我孫子第二小学校（教室棟）			3,859	4		RC・S	1972	(10,21,28,29)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	我孫子第二小学校（教室棟）			665	1		W	2012	(31)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
	我孫子第二小学校（屋内運動場）			870	2		S	1978	(25)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
39	我孫子第三小学校（教室棟）	我孫子市柴崎台3丁目3番1号	学校	6,023	4		RC・S	1975	(①,①-2,15,17,19,20)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	我孫子第三小学校（屋内運動場）			858	2		S	1977	(4)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
40	我孫子第四小学校（教室棟）	我孫子市白山3丁目2番1号	学校	6,162	4		RC・S	1964	①-1,①-2,①-3,①-4,①-7,①-1,①-2,18)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	我孫子第四小学校（屋内運動場）			812	2		S	1970	(8)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
41	高野山小学校（教室棟）	我孫子市高野山198番地	学校	5,561	4		RC	1974	①-1,①-2,①-3,①-4,17)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	高野山小学校（屋内運動場）			860	2		S	1978	(12)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
42	根戸小学校（教室棟）	我孫子市つくし野4丁目17番1号	学校	8,831	4		RC	1975	①-1,①-2,①-3,①-4,20-1	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	根戸小学校（屋内運動場）			870	2		S	1978	(10)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
43	並木小学校（教室棟）	我孫子市つくし野7丁目30番1号	学校	5,837	4		RC	1981	(①,5,6)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	並木小学校（屋内運動場）			1,177	2		S	1981	(4)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
44	湖北小学校（教室棟）	我孫子市中里95番地	学校	5,160	4		RC	1977	(16,26)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	湖北小学校（屋内運動場）			1,136	2		S	1967	(15)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
45	布佐小学校（教室棟）	我孫子市布佐1217番地	学校	4,836	4		RC	1974	(14-1,14-2,14-3,14-4,22)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	布佐小学校（屋内運動場）			873	2		S	1978	(17)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
46	湖北台西小学校（教室棟）	我孫子市湖北台8丁目17番1号	学校	5,867	3		RC・S・B	1969	①,①-2,①-3,②,②-1,③,④-1,④-2	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	湖北台西小学校（屋内運動場）			875	2		S	1974	(12)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
47	湖北台東小学校（教室棟）	我孫子市湖北台4丁目3番1号	学校	5,048	4		RC・S	1976	①-1,①-2,9,10,12)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	湖北台東小学校（屋内運動場）			870	2		S	1976	(3)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
48	新木小学校（教室棟）	我孫子市新木1460番地	学校	4,910	4		RC・S	1980	(1,10,11)	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○
	新木小学校（屋内運動場）			859	2		S	1980	(6)	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外		○	対象外
49	布佐南小学校（教室棟）	布佐平和台5丁目1番1号	学校	4,193	3		RC	1982	(①,2)	○	○	○		○	○		○							

別紙15「特定建築物定期点検に関する事業所等の明細」

管理 番号	基本名所	住所	用途	床面積（㎡）	地上 階数	地下 階数	主構造	竣工年度	摘要	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			
										特定 建築物	建築 設備	防火 設備	特定 建築物	建築 設備	防火 設備	特定 建築物	建築 設備	防火 設備	特定 建築物	建築 設備	防火 設備	特定 建築物	建築 設備	防火 設備	
62	つくし野保育園	我孫子市つくし野4-17-2	保育園	801.42	2		RC	1978			○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	○	○	対象外	子ども支援課
65	二小学童保育室	我孫子市下ヶ戸610	児童福祉施設等	130.89	1		S	2005			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	
67	四小学童保育室第一・第二	我孫子市白山3-2-1	児童福祉施設等	321	2		S	2014		○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外	
68	高野山小学童保育室 第一・第二	我孫子市高野山198	児童福祉施設等	252.19	2		S	2010			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	
69	根戸小学童保育室第二・第三	我孫子市つくし野4-17-1	児童福祉施設等	145.8	2		S	2010			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	
74	新木小学童保育室	我孫子市新木1460	児童福祉施設等	199.76	1		S	2006			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	
87	新木小学童あひづ子クラブ	我孫子市新木1460	児童福祉施設等	163.06	1		S	2016			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	
89	鳥の博物館	我孫子市高野山234番地の3	博物館	1569	3		RC	1989		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○	鳥の博物館
91	図書館布佐分館	我孫子市新々田109-1	図書館	999.23	2		RC	1986			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	図書館
92	ふさ復興会館	我孫子市都13-2ほか	集会所	175.79	1		W	2016			○	対象外		○	対象外	○	○	対象外		○	対象外		○	対象外	市民協働推進課
95	白樺文学館	我孫子市緑2丁目11番8号	博物館	477.37	3	1	RC	2000			○	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○	文化・スポーツ課

別紙16 「機械警備業務に関する事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	所在地	延床面積（㎡）	フロアー数	機械警備会社名	備考
1	つくし野行政サービスセンター	我孫子市つくし野3丁目22番2号	104	1F	セコム	
2	天王台行政サービスセンター	我孫子市柴崎台1丁目10番15号	147	1F	セコム	
3	湖北台行政サービスセンター	我孫子市湖北台1丁目12番4号（1階部分）	68	1F	セコム	
5	新木行政サービスセンター	我孫子市南新木1丁目1番地の1	267	1F	セコム	
6	布佐行政サービスセンター	我孫子市布佐2730番地の1	130	1F	セコム	
7	我孫子行政サービスセンター	我孫子市本町3丁目1番2号（けやきプラザ1階）	けやきプラザ内	1F	セコム	
8	根戸近隣センター	我孫子市根戸573-5	839.8	2F	セコム	
9	久寺家近隣センター	我孫子市久寺家686-5	437.74	1F	セコム	
10	我孫子北近隣センター並木本館	我孫子市並木5丁目4番6号	675	2F	セコム	
11	我孫子北近隣センターつくし野館	我孫子市つくし野3丁目22番1号 2階	252	1F	総合警備	
13	天王台北近隣センター	我孫子市柴崎台2丁目15番8号	751.1	2F	セコム	
14	近隣センターこもれび	我孫子市東我孫子1丁目41番33号	995.8	2F	セコム	
15	湖北台近隣センター	我孫子市湖北台8丁目2番1号	1,214.2	2F	セコム	
16	新木近隣センター	我孫子市新木1500番地	913.8	2F	セコム	
17	布佐南近隣センター	我孫子市布佐平和台4丁目1番30号	687.21	2F	セコム	
18	近隣センターふさの風	我孫子市布佐2972番地1	936.6	2F	セコム	
23	湖北駅南口昇降機防火戸	我孫子市中里324番地			総合警備	
27	布佐駅南口昇降機防火戸	我孫子市布佐平和2812番地			総合警備	
37	我孫子第一小学校	我孫子市寿1丁目22番10号	5,670	4F	セコム	
38	我孫子第二小学校	我孫子市下ヶ戸610番地	4,604	4F	セコム	
39	我孫子第三小学校	我孫子市柴崎台3丁目3番1号	4,572	4F	セコム	
40	我孫子第四小学校	我孫子市白山3丁目2番1号	6,230	4F	セコム	
41	高野山小学校	我孫子市高野山198番地	5,561	4F	セコム	
42	根戸小学校	我孫子市つくし野4丁目17番1号	6,741	4F	セコム	
43	並木小学校	我孫子市つくし野7丁目30番1号	6,079	4F	セコム	
44	湖北小学校	我孫子市中里95番地	5,675	4F	セコム	
45	布佐小学校	我孫子市布佐1217番地	4,819	4F	セコム	
46	湖北台西小学校	我孫子市湖北台8丁目17番1号	5,550	3F	セコム	
47	湖北台東小学校	我孫子市湖北台4丁目3番1号	5,359	4F	セコム	
48	新木小学校	我孫子市新木1460番地	5,084	4F	セコム	
49	布佐南小学校	布佐平和台5丁目1番1号	4,474	3F	セコム	
50	我孫子中学校	我孫子市高野山537番地	7,697	4F	セコム	
51	湖北中学校	我孫子市古戸300番地	6,753	4F	セコム	
52	布佐中学校	我孫子市布佐1301番地	6,555	4F	セコム	

別紙16 「機械警備業務に関する事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	所在地	延床面積（㎡）	フロアー数	機械警備会社名	備考
53	湖北台中学校	我孫子市湖北台6丁目9番1号	6,921	4F	セコム	
54	久寺家中学校	我孫子市つくし野171番地	5,670	4F	セコム	
55	白山中学校	我孫子市白山3丁目7番3号	6,653	4F	セコム	
57	あらき園	我孫子市新木1637番地	1473.54	1F	セコム	
	あらき園（分館）		391	1F	セコム	
58	障害者福祉センター	我孫子市新木1637番地	979.9	1F	セコム	
59	こども発達センター（別館）	我孫子市新木1637番地	330.93	1F	セコム	
	こども発達センター（本館）	我孫子市新木1637番地	999.80	2F	セコム	
60	寿保育園	我孫子市寿1丁目13番11号	1,179	2F	セコム	
61	湖北台保育園	我孫子市湖北台3丁目1番16号	601	2F	セコム	
62	つくし野保育園	我孫子市つくし野4丁目17番2号	801	2F	セコム	
63	一小学童保育室	我孫子市寿1丁目22番10号 （我孫子第一小学校内）	205	4F	セコム	
64	二小学童保育室	我孫子市下ヶ戸610番地 （我孫子第二小学校敷地内）	130	1F	セコム	
65	三小学童保育室	我孫子市柴崎台3丁目7番31号	360.82	1F	セコム	
66	四小学童保育室第一・第二	我孫子市白山3丁目2番1号 （我孫子第四小学校敷地内）	321	2F	セコム	
67	高野山小学童保育室第一・第二	我孫子市高野山198番地 （高野山小学校敷地内）	252	2F	セコム	
68	根戸小学童保育室第一	我孫子市つくし野4丁目17番1号 （根戸小学校敷地内）	121	2F	セコム	※根戸小あびっ子クラブは、根戸小学童保育室第一の通報システムで対応
	根戸小学童保育室第二・第三		146	2F	セコム	
69	並木小学童保育室	我孫子市つくし野7丁目30番1号 （並木小学校内）	132	4F	セコム	※並木小あびっ子クラブは、並木小学童保育室の通報システムで対応
70	湖北小学童保育室	我孫子市中里95番地（湖北小学校内）	132	4F	セコム	※湖北小あびっ子クラブは、湖北小学童保育室の通報システムで対応
71	湖北台西小学童保育室	我孫子市湖北台8丁目17番1号 （湖北台西小学校内）	121	3F	セコム	
72	湖北台東小学童保育室	我孫子市湖北台4丁目3番1号 （湖北台東小学校内）	66	4F	セコム	
73	新木小学童保育室	我孫子市新木1460番地（新木小学校敷地内）	200	1F	セコム	
74	布佐小学童保育室	我孫子市布佐1217番地（布佐小学校内）	66	4F	セコム	
75	布佐南小学童保育室	我孫子市布佐平和台5丁目1番1号 （布佐南小学校内）	66	3F	セコム	※布佐南小あびっ子クラブは、布佐南小学童保育室の通報システムで対応
76	一小あびっ子クラブ	我孫子市寿1丁目22番10号 （我孫子第一小学校内）	60	4F	セコム	
77	二小あびっ子クラブ	我孫子市下ヶ戸610番地（我孫子第二小学校内）	68	4F	セコム	
78	三小あびっ子クラブ	我孫子市柴崎台3丁目3番1号 （我孫子第三小学校内）	136	3F	セコム	
79	四小あびっ子クラブ	我孫子市白山3丁目2番1号（我孫子第四小学校内）	96	4F	セコム	
80	高野山小あびっ子クラブ	我孫子市高野山198番地（高野山小学校内）	180	4F	セコム	
83	湖北台西小あびっ子クラブ	我孫子市湖北台8丁目17番1号	68	3F	セコム	
84	湖北台東小あびっ子クラブ	我孫子市湖北台4丁目3番1号	68	4F	セコム	
87	新木小あびっ子クラブ	我孫子市新木1460番地（新木小学校敷地内）	166.37	1F	セコム	
88	布佐小あびっ子クラブ	我孫子市布佐1217番地（布佐小学校内）	135	1F	セコム	

別紙16 「機械警備業務に関する事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	所在地	延床面積（㎡）	フロアー数	機械警備会社名	備考
89	鳥の博物館	我孫子市高野山234番地の3	1,569	3F	セコム	
90	図書館湖北台分館	我孫子市湖北台9丁目3番6号	399	2F	セコム	
91	図書館布佐分館	我孫子市新々田109番1	999	2F	セコム	
93	保健センター	我孫子市湖北台1丁目12番16号	1485.84	3F	総合警備	
94	休日診療所	我孫子市湖北台1丁目12番17号	398.55	2F	総合警備	
95	湖北地区文化財収蔵庫	我孫子市中里80	178.8	2F	セコム	

別紙 17 「巡回点検作業基準表」

※更新周期及び修繕周期はBELCA発行「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」及びメーカー推奨を参考とする。

(1) 電気設備

点 検 部 位		参考修繕周期		参考更新 周期	点 検 項 目	点 検 周 期				
		修繕類型	修繕周期			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	年
配電設備	分電盤	部品交換	15	25～30	(1) 外観の汚損・損傷の有無	○				
					(2) 盤内外部・取り付け状態・器具の異常の有無	○				
					(3) 接続端子部の過熱の有無	○				
負荷設備	照明設備	部品交換	4～8	10～25	(1) 器具外観の汚損・損傷の有無	○				
					(2) 器具取り付け状態の良否	○				
					(3) 機器、器具使用状態の適否	○				
	制御盤（動力）	定常修理	5	25～30	(1) 外観の汚損・損傷の有無	○				
		部品交換	12		(2) 表示灯の点滅状態の確認	○				
					(3) 異音・異臭の有無	○				

(2) 空気設備

機 器 名		参考修繕周期		参考更新 周期	点 検 項 目	点 検 周 期				
		修繕類型	修繕周期			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	年
空調設備	ガスヒートポンプ装置	部分修理	8	15～20	(1) 異音、異臭、振動、の有無	○				
	空冷ヒートポンプ装置	部品交換	3～5		(2) 漏水の有無	○				
					(3) ケーシング、外観点検	○				
	全熱交換器	部分修理	8	20	(1) 運転状況の確認	○				
		部品交換	3		(2) 外観の汚損・損傷・漏水の有無	○				
	加湿器	部分修理	7	－	(1) 運転状況の確認 ※運転期間中毎月	○※				
					(2) 外観の汚損・損傷・漏水の有無 ※運転期間中毎月	○※				
	給排気ファン	部分修理	8	20～25	(1) 異音、異臭、振動、の有無				○	
		部品交換	3～5		(2) 軸受けのグリスの良否				○	
					(3) Vベルト及びプーリーの良否				○	
					(4) ケーシング、キャンパス等の外観目視				○	

(3) 給排水衛生設備

機 器 名		参考修繕周期		参考更新 周期	点 検 項 目	点 検 周 期				
		修繕類型	修繕周期			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	年
給水設備	受水槽	部分修理	8	25～30	(1) 外観の汚損・損傷・漏水の有無	○				
	雑用水槽	部品交換	5		(2) 密閉・施錠・防虫網の損傷の目視	○				
	給水ポンプ	部品交換	3～5	20	(3) 異音・振動の有無	○				
	衛生器具	修繕なし	－	25	(4) 保温材および配管支持金具損傷の有無	○				
					(5) バルブ等の漏れの有無	○				
給湯設備	電気温水器	部品交換	3～5	10	(1) 運転状況の確認				○	
	ガス給湯器				(2) 外観の汚損・損傷・漏水の有無				○	
排水設備	排水槽	修繕なし	－	－	(1) 排水槽の損傷汚れの有無					○
	排水ポンプ	修繕なし	－	15	(2) ポンプの異音・振動の有無	○				
					(3) 排水詰り・漏水・臭い等の有無	○				
					(4) バルブ等の漏れの有無	○				

（４） 消防設備

点 検 部 位		参考修繕周期		参考更新 周期	点 検 項 目	点 検 周 期				
		修繕類型	修繕周期			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	年
消 防 設 備	消火器	修繕なし	－	8	(1) 設置位置および標識の確認	○				
					(2) 変形・損傷・腐食の有無	○				
					(3) 安全装置・封印・キャップの良否	○				
					(4) ホース・ノズル・ホーンの変形・損傷・劣化の有無	○				
					(5) 指示圧力の適否の確認	○				
	自動火災報知盤	定期点検	5	15	(1) 蓄電池および非常電源電圧の確認	○				
	非常放送盤	部品交換	10	20	(2) 各種スイッチの定位置の確認	○				
	防火防排煙盤	部品交換	10	10	(3) 各種表示灯の点灯試験の実施	○				
	誘導灯	修繕なし	－	15	(1) 非常電源の点灯確認	○				
	非常照明	修繕なし	－	25	(2) 外箱・表示面の変形・汚損の有無	○				
	誘導標識	修繕なし	－	－	(3) 視認障害の有無	○				
					(4) 光源のちらつき・不点灯の有無	○				
					(5) 誘導標識にあっては採光の適否	○				
	連結送水管	修繕なし	－	30	(1) 送水口の変形、損傷、腐食の有無	○				
					(2) 標識の有無および適否の確認	○				
					(3) 配管弁の変形、損傷、腐食の有無	○				
					(4) バルブよりの漏れの有無	○				
	避難器具	修繕なし	－	35～40	(1) 設置位置および標識の確認	○				
					(2) 変形・損傷・腐食の有無	○				

（５） 建築設備

点 検 部 位		参考修繕周期		参考更新 周期	点 検 項 目	点 検 周 期				
		修繕類型	修繕周期			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	年
建 物 外 部	屋上・塔屋				(1) ルーフドレン排水状態の良否			○		
	・防水	部分修理	2～5	15～30	(2) 防水層の膨れの有無					○
	・ルーフドレン	修理・塗替え	5	20～30	(3) 堆積物・ゴミの有無			○		
	・笠木	部分修理	5	15～35	(4) 笠木、パラペットの脱落・損傷・ひび割れ・剥落等の有無					○
	外壁・外部建具				(1) 破損・腐食・汚れ・変形の目視					○
	・吹付け仕上げ	部分修理	5	15	(2) 白亜化、発華現象の有無の目視					○
		トップコート塗替え	15		(3) 錆および腐食の目視					○
	・シーリング	部分修理	5	15	(4) シーリングの剥離および破損の有無を目視					○
建 物 内 部	・建具	部分補修	10	30～45	(5) 目視による周囲からの漏水・雨水侵入の有無					○
	階段				(1) 清掃の実施状況と良否					○
	・床面	部分修理	10	10～25	(2) 亀裂・剥離・変形の有無					○
	・下地	修繕なし	－	20～40	(3) 目地材の損傷の有無					○
	・手摺	部分修理	5～10	25～30	(4) ノンスリップ等金具の剥離・錆の有無					○
	床・内装・天井	部分修理	10	20～40	(1) 清掃の実施状況と良否					○
	ドアチェック・玄関扉				(2) 汚損・亀裂・剥離・変形・浮きの確認					○
					(3) 開閉時異音・きしみ・内装等塗装状態の良否					○
					(4) 漏水跡・雨水侵入の痕跡・結露の状態の有無					○
建 物 外 周	建物外周部				(1) ゴミ・雑草・放置自転車の有無					○
	・フェンス	部分修理	5～10	20～40	(2) 犬走り・舗装のひび割れ・陥落・排水不良・破損					○
	・塗装	部分修理	5	15	(3) 境界石異常・越境の有無					○
	・AS・CO舗装	部分修理	5	15～30	(4) 堀・フェンス等の錆び・変形・腐食・傾斜・沈下の有無					○
	壁面文字・看板	部分修理	10	－	(1) 本体の破損・腐食・ゆがみ・汚れ・亀裂・劣化の有無					○

別紙17「巡回点検作業基準表」

建築・設備改修優先度判定基準

建築物及び設備点検状況により、以下の判断基準に基づき改修優先度を4段階で判定する

危険度判定	大	施設利用に大きな支障をきたす
	中	施設利用に支障が出る可能性がある
	小	施設利用に大きな支障をきたさない
劣化度判定	×	点検の結果、異常のあるもの
		経年劣化、ひび・変色・汚損等、表面上の傷・割れ等がある
		構造に大きな影響を及ぼす
		要求される性能または機能を確保できない
		法令違反となり、影響範囲が大きい
	△	点検の結果、異常のあるものの、経過観察が必要なもの
		経年劣化、ひび・変色・汚損等、表面上の傷・割れ等がある
		構造に大きな影響を及ぼさない
		要求される性能または機能が確保できている
		参考更新周期が2年以内に到来する
	○	点検の結果、異常のないもの
		経年劣化、ひび・変色・汚損等、表面上の傷・割れ等が見られない
		構造に大きな影響を及ぼさない
		要求される性能または機能が確保できている

判定した危険度・劣化度から総合的に改修優先度を判定する。

劣化度 危険度	劣化度		
	劣化度 ×	劣化度 △	劣化度 ○
危険度 緊急	緊急 AA	緊急 AA	
危険度 大	至急 A	至急 A	
危険度 中	修繕・更新 B	経過観察 C	
危険度 小	修繕・更新 B	経過観察 C	

巡回点検報告書

施設名 ○○○○施設

点検日 令和○○年○○月○○日

点検者： ○○ ○○

凡例 危険度：大 …安全に使用できない、中 …要注意（経過観察）、小 …良好な状態、— …当月点検未実施 劣化度：× …異常あり、△ …要注意（経過観察）、○ …良好な状態、— …当月点検未実施
優先度：A …至急修繕改修が必要、B …修繕・更新が必要、C …修繕改修がのぞましい、— …修繕改修が当面不要

(1) 電気設備

点 検 部 位		点 検 項 目	点検周期	危険度	劣化度	優先度	点検状況
負荷設備	照明設備	(1) 器具外観の汚損・損傷の有無	1回/月				
		(2) 器具取り付け状態の良否	1回/月				
		(3) 機器、器具使用状態の適否	1回/月				

(2) 空気設備

機 器 名		点 検 項 目	点検周期	危険度	劣化度	優先度	点検状況
空調設備	ガスヒートポンプ・エアコン	(1) 異音、異臭、振動の有無	1回/月				
		(2) 漏水の有無	1回/月				
		(3) ケーシング、外観点検	1回/月				
	給排気ファン	(1) 異音、異臭、振動、の有無	2回/年				
		(2) 軸受けのグリスの良否	2回/年				
		(3) Vベルト及びプーリーの良否	2回/年				
		(4) ケーシング、キャンパス等の外観目視	2回/年				

(3) 給排水衛生設備

機 器 名		点 検 項 目	点検周期	危険度	劣化度	優先度	点検状況
給水設備	受水槽・雑用水槽 給水ポンプ	(1) 外観の汚損・損傷・漏水の有無	1回/月				
		(2) 密閉・施錠・防虫網の損傷の目視	1回/月				
		(3) 異音・振動の有無	1回/月				
		(4) 保温材および配管支持金具損傷の有無	1回/月				
		(5) バルブ等の漏れの有無	1回/月				
	衛生器具	(1) 外観の汚損・損傷・漏水の有無	1回/月				
		(2) 密閉・施錠・防虫網の損傷の目視	1回/月				
		(3) 異音・振動の有無	1回/月				
		(4) 保温材および配管支持金具損傷の有無	1回/月				
		(5) バルブ等の漏れの有無	1回/月				
排水設備	排水槽	(1) 排水槽の損傷汚れの有無	1回/年				
		(2) 排水詰り・漏水・臭い等の有無	1回/月				
		(3) バルブ等の漏れの有無	1回/月				

(4) 消防設備

点 検 部 位		点 検 項 目	点検周期	危険度	劣化度	優先度	点検状況
消防設備	消火器	(1) 設置位置および標識の確認	1回/月				
	消火栓 スプリンクラー	(1) 外観の汚損・損傷・漏水の有無	1回/年				
		(2) ポンプの異音・振動の有無	1回/月				
		(3) 標識の有無及び適否の確認	1回/月				
		(4) バルブ等の漏れの有無	1回/月				
	自動火災報知盤	(1) 蓄電池および非常電源電圧の確認	1回/月				
	非常放送盤	(2) 各種スイッチの定位置の確認	1回/月				
	誘導灯	(3) 各種表示灯の点灯試験の実施	1回/月				

(5) 建築設備

点 検 部 位		点 検 項 目	点検周期	危険度	劣化度	優先度	点検状況
建物外部	屋上・塔屋	(1) ルーフドレン排水状態の良否	4回/年				
		(2) 防水層の膨れの有無	1回/年				
		(3) 堆積物・ゴミの有無	4回/年				
		(4) 笠木、パラペットの脱落・損傷・ひび割れ・剥落等の有無	1回/年				
	外壁・外部建具 建物内部	(1) 破損・腐食・汚れ・変形の目視	1回/年				
		(2) 白亜化、発華現象の有無の目視	1回/年				
		(3) 錆および腐食の目視	1回/年				
		(4) シーリングの剥離および破損の有無を目視	1回/年				
		(5) 目視による周囲からの漏水・雨水侵入の有無	1回/年				

別紙18「改正フロン法に伴う簡易点検対象事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	改正法による 簡易点検 必要回数	空調台数 (室外機・室内機) 数量
3	湖北台行政サービスセンター	4	4
5	新木行政サービスセンター	4	8
6	布佐行政サービスセンター	4	6
8	根戸近隣センター	4	21
9	久寺家近隣センター	4	16
10	我孫子北近隣センター並木本館	4	14
11	我孫子北近隣センターつくし野館	4	11
13	天王台北近隣センター	4	23
14	近隣センターこもれび	4	25
15	湖北台近隣センター	4	29
16	新木近隣センター	4	22
17	布佐南近隣センター	4	25
18	近隣センターふさの風	4	20
19	湖北台市民センター	4	6
37	我孫子第一小学校	4	65
38	我孫子第二小学校	4	48
39	我孫子第三小学校	4	62
40	我孫子第四小学校	4	74
41	高野山小学校	4	68
42	根戸小学校	4	77
43	並木小学校	4	52
44	湖北小学校	4	50
45	布佐小学校	4	45
46	湖北台西小学校	4	51
47	湖北台東小学校	4	50
48	新木小学校	4	51
49	布佐南小学校	4	39
50	我孫子中学校	4	86
51	湖北中学校	4	62
52	布佐中学校	4	56
53	湖北台中学校	4	56
54	久寺家中学校	4	56
55	白山中学校	4	65
56	根戸福祉センター	4	10
57	あらき園	4	32
58	障害者福祉センター	4	32
59	こども発達センター	4	15
	こども発達センター（新館）	4	36
60	寿保育園	4	31
61	湖北台保育園	4	16

別紙18「改正フロン法に伴う簡易点検対象事業所等の明細」

管理番号	事業場の名称	改正法による 簡易点検 必要回数	空調台数 (室外機・室内機) 数量
62	つくし野保育園	4	15
63	一小学童保育室	4	4
64	二小学童保育室	4	2
65	三小学童保育室	4	12
66	四小学童保育室第一	4	4
	四小学童保育室第二	4	3
67	高野山小学童保育室第一	4	4
	高野山小学童保育室第二	4	3
68	根戸小学童保育室第一	4	5
	根戸小学童保育室第二	4	2
	根戸小学童保育室第三	4	1
69	並木小学童保育室	4	4
70	湖北小学童保育室	4	2
71	湖北台西小学童保育室	4	4
72	湖北台東小学童保育室	4	2
73	新木小学童保育室	4	5
74	布佐小学童保育室	4	2
75	布佐南小学童保育室	4	2
76	一小あびっ子クラブ	4	2
77	二小あびっ子クラブ	4	1
78	三小あびっ子クラブ	4	3
79	四小あびっ子クラブ	4	3
81	根戸小あびっ子クラブ	4	5
82	並木小あびっ子クラブ	4	2
83	湖北台西小あびっ子クラブ	4	2
84	湖北台東小あびっ子クラブ	4	2
86	湖北小あびっ子クラブ	4	1
87	新木小あびっ子クラブ	4	3
89	鳥の博物館	4	5
90	図書館湖北台分館	4	11
91	図書館布佐分館	4	30
93	保健センター	4	40
94	休日診療所	4	16
95	湖北地区文化財収蔵庫	4	3

[illegible]